

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る5月19日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会臨時会が開催され、議員役職の改選に伴い議長の選挙が行われ、議長には高橋 篤南陽市議会議長が当選されました。また、南陽市議会議員改選に伴い、新たに本企業団議会議員に選出された議員の議席の指定及び議会運営委員の選任が行われました。

提出案件は、令和2年度置賜広域病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）、置賜広域病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてが上程され、それぞれ原案のとおり可決がなされました。

また、議員発議で、緊急事態宣言下において地域住民の生命と健康を守る医療従事者に対し敬意と感謝の意を表する決議が提案され、原案のとおり決議がなされました。

次に、5月20日、米沢市議会議事堂において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、議長の選挙が行われました。議長には高橋 篤南陽市議会議長が当選されました。

続いて、令和元年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認

を求めることについて、組合有財産（水槽付消防ポンプ自動車）の取得について、令和2年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）が提案され、それぞれ原案のとおり承認され可決されました。

諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

（町長 原田俊二君 登壇）

○町長 私から、3月以降の町政の報告をさせていただきます。

3月4日から23日まで、第1回川西町議会定例会を開催いただきました。

3月13日から5月29日の間、川西町新型コロナウイルス感染症対策本部会議、第4回から第19回を開催してまいりました。

3月27日、川西町産米改良協会第51回通常総会が新型コロナウイルス感染症のため、規模を縮小して開催されました。総会では、令和元年産米優良実行組合の表彰の後、令和2年度事業計画案、予算案等について審議をいただき、原案のとおり可決いただきました。

4月1日、町職員への辞令交付式を挙行いたしました。

4月5日、令和2年度川西町消防団辞令交付式を行いました。昇任幹部61名、新入団員10名を対象とするものでありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大対策を図るため、全員の出席を控えることとし、代表者3名に辞令を交付しました。齋藤二男団長以下、総勢543名の体制で、今年度の消防防災活動を推進いただくこととしております。

4月28日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

5月7日、第1回川西町議会臨時会を開催いただきました。

5月21日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

5月25日、第2回川西町議会臨時会を開催いただきました。

5月26日、第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、5月7日の臨時議会で議決をいただきました川西町国民健康保険税条例の一部改正並びに令和元年度川西町国民健康保険事業の状況及び決算見込みについて報告をいたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策のための国民健康保険条例の一部改正案及び国民健康保険税条例の一部改正案、さらに、令和2年度川西町国民健康保険事業計画及び特別会計

予算、国民健康保険税率についてご説明し、協議をいただきました。

5月28日、川西町自治会長会連合会第1回定例会を開催いたしました。本年度の役員の選出が行われ、会長には小松地区会長の山口徳夫さんが、副会長には大塚地区会長の船山康廣さんが選出されました。会議では、連合会の年間予定の説明を行うとともに、新型コロナウイルス感染症について、現状及び施設の対応、生活支援や経済対策等の町の取組について報告し、意見交換を行ったところでございます。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

5月19日、工事名、川西町立吉島小学校スクールバス、落札金額758万1,200円、落札者、株式会社富樫モータース代表取締役富樫貞邦、以下6件の入札を執行しておりますので、記載のとおりであります。目を通していただきたいと思っております。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町政報告を終わります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

7番伊藤寿郎君、8番伊藤 進君、ご両名にお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日6月3日より6月15日までの13日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は13日間と決定いたしました。

---

#### ◎報告第1号 令和元年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について

○議長 日程第3、報告第1号 令和元年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ

いて、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第1号 令和元年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

内容につきまして、針生未来づくり課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、報告第1号 令和元年度川西町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を申し上げたいと思います。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

令和2年6月3日付、町長名でございます。

1枚めくっていただいたところの繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

款、項、事業名、事業の金額、そして翌年度に繰り越す額、その財源内訳の順で記載しております。

2款総務費、第1項総務管理費、新庁舎整備事業、以下全7件、合計で繰越額でございますが、1億2,324万1,000円でございます。

内容については、概要書でご説明を申し上げたいと思います。

令和元年度の繰越事業の概要でございますが、2款総務費の総務管理費、新庁舎整備事業でございますが、完了予定は令和3年1月31日、事業の概要といたしまして、新庁舎整備に伴う防災倉庫整備工事、こちらを繰り越すものでございます。

3款2項児童福祉費、保育環境改善等事業でございますが、完了予定は令和3年3月31日としております。概要は、新型コロナウイルス感染症対策保健衛生用品でございます。

6款1項農業費、強い農業・担い手づくり総合支援交付金でございますが、令和2年10月30日を完了予定といたしまして、台風19号被災農業者に対する農業機械再取得・修繕等の補助でございます。

6款1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業でございますが、令和2年9月30日までの完了予定でございますが、農業担い手に対する農業機械等の導入補助でございます。

6款1項農業費、ため池緊急防災体制整備促進事業でございますが、令和2年6月30日を完了予定とし、重点ため池ハザードマップ作成業務でございます。

8款2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕整備事業でございますが、令和3年3月31日を予定として、橋梁点検業務及び千松寺橋橋梁整備工事でございます。

11款2項公共土木施設災害復旧費でございますが、こちらは令和2年6月30日を完了予定といたしまして、山口沢川河川災害復旧工事でございます。

以上、5月31日付で翌年度への繰越しということでございます。よろしくお願いたします。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第2号 令和元年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長 日程第4、報告第2号 令和元年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第2号 令和元年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰り越した予算につきまして、同法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり報告するものでございます。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私から報告第2号 令和元年度川西町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第213条第1項の認定に基づき繰り越した予算について、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

1枚おめぐりいただきまして、繰越明許費の計算書でございます。

2款1項、事業名が公共下水道事業（補助）でございます。翌年度に繰り越す額につきましては840万1,000円でございます。財源の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

同じく 2 款 1 項公共下水道事業（起債単独）でございます。翌年度に繰り越す額につきましては403万6,000円でございます。

5月31日、町長名でございます。

概要につきまして、別紙の概要書にてご説明を申し上げます。

2 款 1 項、事業名、公共下水道事業（補助）でございますが、完了予定日を令和 3 年 3 月 31 日としているところでございます。事業概要でございますが、川西町メディカルタウン下水道管布設工事の補助管でございます。

同じく 2 款 1 項の事業名、公共下水道事業（起債単独）でございますが、完了予定日を令和 3 年 3 月 31 日、同じく川西町メディカルタウン下水道管布設工事の単独管の部分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第 3 号 令和元年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 2 年度事業計画について

○議長 日程第 5、報告第 3 号 令和元年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 2 年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第 3 号 令和元年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 2 年度事業計画について、報告を申し上げます。

提案理由につきましては、川西町土地開発公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものでございます。

内容につきまして、遠藤政策推進課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 遠藤政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、命によりまして、報告第 3 号 令和元年度川西町土地開発公社経営状況報告及び令和 2 年度事業計画について、ご説明、ご報告を申し上げます。

地方自治法第 243 条 3 第 2 項の規定に基づき、令和元年度川西町土地開発公社の経営状況及び令和 2 年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付、町長名でございます。

それでは、お手元にお配りしております令和元年度決算書、川西町土地開発公社、こちらについて説明いたしますので、ご覧いただきと存じます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。

事業報告でございます。事業報告書をご覧いただきたいと思っております。

事業報告、(1)の代行用地でございます。これにつきましては、町からの委託を受けて買取りをいたしました用地でございます。その開発用地の維持管理を行い、売却促進を図ったところでございます。所在地、面積については、記載のとおりでございます。

なお、本年度の売却までは至っておりませんので、事業費はゼロ円でございます。

(2)完成土地等でございます。尾長島工業団地内企業誘致用地の維持管理を行い、売却の促進を図ったところでございます。所在地、面積については記載のとおりでございます。管理、草刈りの委託料ということで、事業費2万609円でございます。

(3)開発中土地といたしまして、尾長島工業団地内の附帯用地の取得に努めたところでございます。所在地、面積については記載のとおりでございます。昨年度の取得についてはございませんでしたので、ゼロ円でございます。

なお、全体で96人の共有地でございます。当公社といたしましては、96分のうちの66の持分となっております。

2の理事会及び監査会の開催状況報告でございます。

(1)理事会でございます。2回開催してございまして、開催年月日、報告、議事等については記載のとおりでございます。

(2)の監査会でございますが、1回の開催でございまして、開催年月日につきましては記載のとおりでございます。

2ページをご覧いただきたいと思っております。

3、役職員に関する報告でございます。

(1)役員構成でございますが、役員は理事9名、監事2名をもって構成しているところでございます。

(2)につきましては、役職員の名簿、令和2年3月31日現在の役員、職員を記載してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと存じます。

財産目録でございます。令和2年3月31日現在でございます。

区分のほう、資産の部でございますが、1の流動資産につきましては、(1)の現金及び

預金、普通預金、定期預金、合わせまして852万8,427円、(2) 代行用地、開発用地としまして1,803万5,488円、(3) 完成土地等といたしまして企業誘致用地946万7,373円、(4) 開発中土地といたしまして工業団地附帯用地でございます。181万826円でございます。

流動資産といたしましては、合計で3,784万2,114円でございます。

2の固定資産でございます。

(1)の有形固定資産ということで、パソコン一式でございます。18万1,501円でございます。

資産の合計といたしまして3,802万3,615円でございます。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

貸借対照表、令和2年3月31日現在でございます。

資産の部でございます。

1流動資産、(1)の現金及び土地から(4)の開発中土地まででございます。流動資産合計といたしまして3,784万2,114円でございます。

2固定資産、(1)の有形固定資産、工具、器具及び備品でございます。これはパソコンでございますが、18万1,501円でございます。

資産の合計では3,802万3,615円でございます。

資本の部でございます。

1、資本金、基本財産500万円でございます。これは町からの出資金でございます。

2、準備金、(1)前期繰越準備金3,311万1,253円、(2)当期純損失8万7,638円、準備金合計3,302万3,615円、資本合計3,802万3,615円でございます。

5ページをご覧いただきたいと存じます。

損益計算書でございます。平成31年4月1日から令和2年3月31日まででございます。

事業の収入はございませんでしたので、1の販売費及び一般管理からでございます。

(1)の人件費、(2)の経費といたしまして支出してございまして、事業損失としましてマイナスの8万8,359円でございます。

2の事業外収益、(1)受取利息721円でございます。経常損失マイナスの8万7,638円、当期純損失は同額の8万7,638円でございます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

キャッシュ・フロー計算書でございます。平成31年4月1日から令和2年3月31日まででございます。

1の事業活動によるキャッシュ・フローでございます。(1)の人件費支出、(2)のその他の業務支出、(3)の利息の受取額を合わせまして、事業活動によりますキャッシュ・フローにつきましては、マイナスの8万7,638円でございます。

2の投資活動によるキャッシュ・フローでございます。

(1)有形固定資産の取得による支出ということで18万1,500円でございます。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましても、18万1,500円ということでございます。

3の財務活動によるキャッシュ・フローについてはございませんでした。

4の現金及び現金同等物期首残高でございますが、879万7,565円。

5の現金及び現金同等物期末残高でございますが、事業活動、投資活動等によりまして852万8,427円でございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

令和元年度利益金計算書でございます。

1、前事業年度繰越準備金3,311万1,253円。

2、当事業年度純損失8万7,638円。

3、剰余金3,302万3,615円。

これを次のとおり処分いたしましたということで、翌年度の繰越準備金でございまして、3,302万3,615円でございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと存じます。

収入支出決算報告書でございます。ただいま損益計算書、貸借対照表をご説明したものの内訳でございます。

収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。1款の事業収益、1項の公有地取得事業収益、1目の代行用地売却収益、開発用地売却収益ということで、1節でございますが、動きがございませんでしたので、ゼロ円でございます。

3項の土地造成事業収益につきましても、2節の企業誘致用地売却収益、これについても動きがございませんので、ゼロ円でございます。

2の事業外収益につきましては、1項の受取利息でございまして、これは1節の預金利息でございます。721円でございます。

収入合計につきましては721円でございます。

9ページをご覧いただきたいと存じます。

支出でございます。1の事業原価でございますが、1項の公有地取得事業原価といたしまして、施設の開発用地売却原価でございますが、売却ございませんので、ゼロ円でございます。

3項の土地造成事業原価と2節の企業誘致用地売却原価につきましても、動きがございませんでしたので、ゼロ円でございます。

2款の販売費及び一般管理費でございます。1項の販売費及び一般管理費のうち、1節の報酬につきましては8万8,359円——失礼いたしました。2節の経費も含めて8万8,359円、合計でございます。失礼いたしました。支出合計、同額の8万8,359円でございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。資本的収入はございませんでしたので、支出の部だけになります。

1款の資本的支出でございます。3項の土地造成事業費の2節工業団地附帯用地取得事業費でございますが、取得はございませんでしたので、ゼロ円でございます。

5項の固定資産取得費でございますが、1節の備品購入費、パソコンを購入いたしましたので18万1,500円でございます。

支出合計といたしまして18万1,500円でございます。

続きまして、横判でございます。11ページ、事業資産明細表をお開きいただきたいと思います。

代行用地明細表でございます。資産区分といたしましての開発用地でございます。期首残高につきましては、面積といたしまして1,893.15平米、金額1,803万5,488円でございます。当期の増加高、当期の減少高はございませんので、期末残高も同面積、同金額となっております。

次に、中段の完成土地等明細表でございます。資産区分といたしまして、企業誘致用地でございます。期首残高、面積2,148.73平米、金額946万7,373円、当期の増加、当期の減少高はございませんでしたので、期末残高の面積、金額も同面積、同金額でございます。

開発中土地明細表、資産区分、工業団地附帯用地でございます。期首残高、面積1,028平米、金額181万826円でございます。当期の増加、当期の減少はございませんでしたので、期末残高の面積、金額は同面積、同金額でございます。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。

有形固定資産明細表でございます。パソコンの一式ということで、上段のパソコンにつき

ましては、平成14年5月に購入しておりますので、減価償却過ぎておりますので、取得原価含めて、存目として1円でございます。

2段目のパソコン一式につきましては、取得原価18万1,500円、期末残高は同額でございます。定額法で本年度から償却しているところでございますので、減価償却はございません。差引期末残高につきましては18万1,500円でございます。

合計といたしまして、取得原価は18万1,501円、差引期末残高は18万1,501円でございます。続きまして、13ページをご覧いただきたいと思います。

令和2年5月15日に監査会を開催いただき、監査いただきました監査結果の報告書でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

最後になりますが、最後のページ、公社の事業保有土地の位置図でございます。ただいまご説明申し上げましたように、新規の用地はございませんので、保有用地ということで、その位置を示してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。

以上で決算については終わります。

続きまして、令和2年度川西町土地開発公社予算事業計画及び資金計画書のご説明を申し上げますので、こちらのほうをご覧いただきたいと思います。

表紙おめくりいただきまして、1ページでございます。

令和2年度川西町土地開発公社予算でございます。

第2条の重点事業でございますが、令和2年度の重点事業につきましては、当該事業の実施計画は第1表事業実施計画によることとしております。

恐れ入りますが、2ページをご覧いただきたいと思います。

2ページの上のほうに、第1表事業実施計画を記載してございます。

1、公有地取得事業、(1)開発用地の売却、2、土地造成事業、(1)企業誘致用地の売却、(2)工業団地附帯用地の取得でございます。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

ただいまの内容は、2条の(1)から(3)まで記載している内容でございます。

第3条収益的収入及び支出でございます。

収入でございます。第1款事業収益、第1項公有地取得事業収益1,836万5,000円、第3項土地造成事業収益536万1,000円。

第2款事業外収益、第1項受取利息1,000円でございます。

収入合計2,372万7,000円。

支出でございます。第1款事業原価、第1項公有地取得事業原価1,803万5,000円、第3項土地造成事業原価946万7,000円。

第2款販売費及び一般管理費につきましては36万2,000円。

支出合計2,786万4,000円。

収益的収入支出の差引額でございますが、マイナスの413万7,000円でございます。

第4条資本的支出、資本的支出の予算額といたしまして、不足する額がございますので、後ほどご説明いたします。

支出、第1款資本的支出、第3項土地造成事業費3万円でございます。支出合計も同額でございます。この不足する額3万円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条長期借入金につきましては、長期借入金の限度額は17億円と定めているところでございます。

続きまして、2ページでございますが、2ページの、先ほどご説明申し上げました事業実施計画した資金計画書ということで、ただいま収入支出でご説明いたしました内容の資金計画でございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

3ページは、収入支出予算事項別明細書でございますが、これにつきましても、先ほどご説明した内容の明細でございますので、3ページ、4ページにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

最後になりますが、川西町土地開発公社の役職員名簿でございます。5ページでございます。

役員は理事9名、監事2名をもって構成するというところでございます。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。

役員が理事9名、監事2名、職員も表に記載いただいているとおりでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第4号 令和元年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び令和2年度事業計画について

○議長 日程第6、報告第4号 令和元年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び令和2年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第4号 令和元年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び令和2年度事業計画について、ご報告を申し上げます。

提案理由につきましては、一般財団法人川西町体育振興公社に対し、出資その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものでございます。

内容につきまして、安部生涯学習課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 安部生涯学習課長。

○生涯学習課長 命によりまして、報告第4号 令和元年度一般財団法人川西町体育振興公社経営状況報告及び令和2年度事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告いたします。

令和2年6月3日付、町長名でございます。

初めに、令和元年度事業報告及び決算報告についてご説明いたします。

令和元年度事業報告資料の表紙をめくっていただいて、1ページ目をご覧いただきたいと思います。

まず、令和元年度の基本方針でございますが、一般財団法人川西町体育振興公社定款に基づきまして、川西町社会体育施設の活用を進め、町民の主体的な生涯教育を通して健康と体力づくりに関する事業を行い、町及び関係機関、団体との連携を密に町民の体育振興に寄与するとして業務を進めてまいりました。

次に、実施いたしました業務6項目でございます。

1つ目は、受任したスポーツ振興の拠点施設の管理運営でございます。町民総合体育館及びクラブハウスA I Kを含む総合運動公園全般の管理運営でございます。

2つ目は、受任した各事務局業務でございます。1ページから3ページに川西町体育協会の関係、3ページから4ページにスポーツ少年団本部関係、4ページから5ページに総合型地域スポーツクラブ、スポーツかわにしに関する業務を記載してございます。

5ページに移りまして、3つ目は、公社自主事業としてのスポーツ教室等の開設でございます。

6ページに移りまして、4つ目は、記載の7つのスポーツ大会の開催とその支援でございます。

5つ目は、スポーツ関係団体及びスポーツクラブ等への指導助言でございまして、内容に

つきましては、6ページから7ページに記載のとおりでございます。

7ページに移りまして、6つ目は、スポーツに関する情報の収集・提供等の広報・啓蒙活動についてでございます。①は、町民総合体育館で運用してございます施設予約管理システムを利用するためのIDの発行状況でございます。

8ページに移りまして、②は年間を通した広報活動の内容でございます。

続きまして、9ページから10ページは、公社の理事会及び評議委員会における承認、議決の内容でございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、12ページをご覧ください。

貸借対照表により、令和元年度の決算についてご報告申し上げます。

当年度の欄をご覧くださいと思います。

1、資産の部、1、流動資産でございますが、現金預金が688万4,704円、これは令和2年3月31日時点の預金残高となります。未収金の3,486円は自動販売機に係る設置料などで、これを含めた流動資産合計は688万8,190円で、前年比96万8,659円の減でございます。

2、固定資産、定期預金は、町からの1,000万円を基本資産としているものでございます。特定資産及びその他固定資産はございませんので、資産の部は流動資産を含めた合計1,688万8,190円となります。したがって、前年比は、さきに申し上げました額と同額の96万8,659円の減でございます。

2、負債の部、1、流動負債でございますが、未払金の40万7,912円は職員の社会保険料の預かり金などでございます。次いで、未払法人税等が7万2,000円でございます。同様に、消費税の精算分としての未払消費税等が73万2,100円でございます。固定負債はございませんので、以上の合計121万2,012円が負債合計となり、前年比13万172円の増でございます。

3、正味財産の部、2、一般正味財産は、13ページから14ページの正味財産増減計算書により後ほどご報告いたしますが、一般正味財産は1の資産合計額と2の負債合計額の差となりまして、1,567万6,178円でございます。この額は、14ページの正味財産期末残高と同じ額になるものでございます。負債及び正味財産合計は1,688万8,190円で、前年比96万8,659円の減でございます。

続きまして、正味財産増減計算書です。

13ページをご覧くださいと思います。

まず、1、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、(1)の経常収益のうち一般財産受取利息は1,002円で、定期預金の利息でございます。

次に、事業収益の内訳でございますが、参加料収入が14万4,000円で、公社が独自に行った事業の参加料収入でございます。次いで、使用料収入が280万2,470円で、次いで、事業受託料収入が269万9,000円でございます。この事業受託料収入269万9,000円は、指定管理料に含めたスポーツ大会開催等の事業受託料であり、次の指定管理運営受託料収入3,000万円と合わせた3,269万9,000円が年間の指定管理料となるものでございます。

以上によりまして、事業収益の計は3,564万5,470円で、前年比461万20円の減でございます。

次に、雑収入でございますが、預金利息が134円、雇用保険料や自動販売機設置料などの雑収入が51万1,935円で、合計51万2,069円でございます。したがって、経常収益は3,615万8,541円で、前年比473万6,441円の減でございます。

続きまして、(2) 経常費用でございますが、項目を大きく事業費と管理費に区分して計上してございます。その区分の考え方は、事業費は事業推進に係る経費でございますが、管理費は法人経営に係る経費と施設維持管理に係る経費が主でありまして、携わる職員の人数、使用する施設の面積等により案分して計上しているものでございます。それぞれ事業費計が2,438万1,706円、管理費計が1,280万3,493円、合計3,718万5,199円が経常費用計でございます。前年比323万5,148円の減でございます。

(1) 経常収益計と(2) 経常費用計から、当期経常増減額はマイナス102万6,658円で、前年比150万1,293円の減でございます。

続きまして、14ページに移ります。

2、経営外増減の部、(1) の経営外収益はございませんので、(2) 経営外費用の税引前当期一般正味財産増減額は、さきに申し上げましたマイナス102万6,658円となります。この税引前当期一般正味財産増減額から法人税、住民税及び事業税の7万2,173円を差し引いたマイナス109万8,831円が当期一般正味財産増減額となります。一般正味財産期首残高は前年度期末残高の1,677万5,009円でございますので、その合計となる一般正味財産期末残高は1,567万6,178円で、前年比109万8,831円の減でございます。

2、指定正味財産増減の部はございませんので、3、正味財産期末残高は1,567万6,178円で、前年比109万8,831円の減でございます。この1,567万6,178円が、12ページの貸借対照表の正味財産合計額に計上されているものでございます。

15ページの財産目録は、貸借対照表の科目ごとに合致し、計上しているものでございますが、流動資産の普通預金が688万7,404円、未収金が3,486円、固定資産の基本財産が1,000万

円で、資産合計は1,688万8,190円でございます。流動負債の未払金が40万7,912円、未払法人税等が7万2,000円、未払消費税等が73万2,100円で、負債合計は121万2,012円となり、正味財産は1,567万6,178円でございます。

なお、16ページに監査報告書の写しを添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、令和2年度事業計画及び予算についてご説明申し上げます。

令和2年度事業計画書の表紙をめくっていただいて、1ページをご覧いただきたいと思っております。

基本方針は昨年度と同様でございますが、この基本方針の下、計画しております令和2年度の公益事業としましては、1つ目として、町民総合体育館をはじめとした町総合運動公園の管理運営に当たり、町民の健康、体力づくりの拠点としての活用とスポーツ活動の振興に努めることといたしております。

続きまして、2、各種事務局業務の①体育協会では、計画的・継続的なスポーツ活動の支援を図るとともに、さらなる事業展開への支援に努めることといたしております。

②スポーツ少年団では、日本スポーツ少年団の理念の一つでございます、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献するという趣旨に基づきまして、積極的な情報提供や学校、地域との交流活動などへの支援に努めることといたしております。

③スポーツかわにしでは、様々な世代がいろいろなスポーツを楽しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの支援を図ることといたしております。

続きまして、3、各種スポーツ教室等の開設、4、各種スポーツ大会の開催及び支援、5、スポーツ関係団体及び地域の各種団体やスポーツクラブ等への指導助言、6、スポーツに関する情報の収集・提供等の方法・啓蒙活動についてでございます。

以上の内容につきましては、3ページから4ページに、それぞれの事業、業務計画を記載してございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

2ページに戻りまして、定款第32条に基づく解散では、令和3年3月31日までを公社の存続期間とする定款の変更を行い、令和2年度において、公社解散と事業承継に向けた準備を進めていくこととしているところでございます。

次に、令和2年度の収支予算書でございます。

6ページ、7ページをご覧いただきたいと思っております。

予算総額は、収入支出ともに4,069万円としているものでございます。

まず、1、事業活動収支の部、1 事業活動収入、①基本財産運用収入は、基本財産の利息収入として1,000円、②事業収入として参加料収入、使用料収入、事業受託料収入、施設管理運営受託料収入を含めまして、3,618万9,000円を計上しているものでございます。雑収入を含めまして、事業活動収入計は3,669万円を見込むものでございます。前年比14万円の増でございます。

2、事業活動支出では、①事業費支出及び②管理費支出の事業活動支出計を4,069万円としておりますので、令和2年度当期の収支差額はマイナス400万円となりますが、前期からの繰越収支差額を400万円と見込んでおり、収入支出ともに総額4,069万円で予算を組んでいるところでございます。

最後に、8ページには4月1日現在の役員体制を記載してございますので、お目通しいただきたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 報告を終わります。

---

◎報告第5号 令和元年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告  
及び令和2年度事業計画について

○議長 日程第7、報告第5号 令和元年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和2年度事業計画について、町長の報告を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 報告第5号 令和元年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和2年度事業計画について、ご報告を申し上げます。

提案理由でございますが、株式会社ダリヤパークサービスに対し出資、その他の財政的援助を与えているので、その経営状況等を報告するものでございます。

内容につきまして、奥村まちづくり課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村まちづくり課長。

○まちづくり課長 それでは、命によりまして、私から報告第5号について報告を申し上げたいと思っております。

令和元年度株式会社ダリヤパークサービス経営状況報告及び令和2年度事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の認定に基づき、令和元年度株式会社ダリヤパークサービ

スの経営状況及び令和2年度事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

本日付、町長名でございます。

初めに、第25期ということで、令和元年度の営業報告並びに決算報告のほうについて報告を申し上げます。

お手元の第25期の資料、表紙をめくっていただきたいと思います。

1の営業の概要でございます。株式会社ダリヤパークサービスでございますが、浴浴センター、それからダリヤパークゴルフ場の公の設置目的であります。町民の保養、健康増進、健全なスポーツ及びレクリエーションの振興、さらには地域間、世代間交流機会の創造、こうした基本理念を認識をしながら、それぞれの施設機能を最大限に生かしながら、目的達成に向けて様々な事業展開を図ったところでございます。加えまして、町の観光拠点として、隣接するダリヤ園、それから観光協会等の関係団体と連携を図りながら、交流人口の拡大に努めたところでございます。

2の具体的な取組でございます。(1)として、川西町浴浴センターでございます。宿泊・宴会関係でございますが、宿泊につきましては、新たにパークゴルフ場のセットでございますが、パークゴルフ宿泊プラン、これを新設をして、通年取り組んだところでございます。併せて、シルバー宿泊プランも新たに取り入れながら、事業を行ったところでございます。

宴会につきましては、通年を通して、それぞれの時期を捉えながら、宴会プランを盛り込んでまいったところであります。

レストラン関係でございます。レストラン関係につきましても、四季折々を通じながら、まどかランチとして限定メニューを設定をしながら取り組んでまいりました。

日帰り入浴関係でございます。まどかの日、それからシルバードー、こうしたところで割引料金を設定をしながら、利用者の集客に取り組んだところでございます。加えまして、ゴールデンウィーク、お盆、正月等々を捉えながら、回数券の販売に取り組んでまいりました。併せて、ダリヤ園開園期間中でございますが、ダリヤ園入園券、それから、まどか入浴券のセット券を使いながら集客を図ったところでございます。

続きまして、イベント関係でございます。施設内ロビー等々を活用しながらミニコンサートの開催に努めたところでございます。

2ページのほうをご覧をいただきたいと思います。

加えまして、ギャラリーということで、写真、絵画、書道、木工品の展示等々について、

通年を通して取り組んだところでございます。

(2) でございます。川西ダリヤパークゴルフ場でございます。パークゴルフ場につきましては、まずは初心者講習、こういったものをしてしながら、新規の利用者の開拓を図るとともに、記載の4つの大会を開催をしながら、交流を図ってまいったところであります。

新たなものとしては、第1回として、まどかカップのゴルフ大会を開催したところであります。それから、10月には川西キッズ・パークゴルフ交流会、これを共催事業として開催をしながら、町内の幼児施設のお子さんと保護者を対象としながら、ゴルフ場の開放にも取り組んだところであります。加えまして、パークゴルフ協会と連携を図りながら、山形県のパークゴルフ交流大会を7月に開催をしたところであります。

3の利用状況でございます。令和元年度の利用状況でございますが、(1)として、浴浴センターでございます。(1)の表に記載をしておりますが、温泉、宿泊、宴会、レストランを含めまして、合計で13万924名ということでございまして、前年度と比較しますと5,580名の減、95.9%でございます。

浴浴センターにつきましては、4月から7月の春から初夏にかけては、これは減少でございました。加えまして、8月から11月の時期、これはダリヤ園等の開園時期であります。日程等の含み等もありまして、ダリヤ園のほうもなかなか集客いかなかったわけでありまして、この関係も含めて、この期についても減少となったところでございました。ただ、冬場でございますが、12月から2月にあつては、小雪ということもあつて、利用者というものが増えてまいったところでございますが、3月期にあつては新型コロナの影響を受けながら、結果的には冬期のほうも減少となったところでございます。

なお、詳しい浴浴センターの利用者の人数については、資料5ページのほうに3か年のそれぞれの利用状況ということで記載をさせていただいておりますので、後ほどご覧をいただきたいなというところでございます。

続いて、資料3ページのほうでございます。

(2)として、川西ダリヤパークゴルフ場でございます。令和元年度の利用者数については1万1,785名でございます。前年と比べまして2,704名の増、対比として129.8%の増となったところでございます。

ダリヤパークゴルフ場の詳細につきましては、資料の6ページのほうをご覧をいただきたいというところでございます。

資料6ページのほうについては、利用状況について、地域別の利用状況をつけてございま

す。利用状況としては、川西町の利用状況については3,029名ということで、全体の26%でございます。次いで、米沢市として20%の利用でございます。置賜全体では、パーセントで申し上げますと、59%が置賜管内での利用というような状況でございます。さらに、県内で見ますと、県全体としては7,428名ということでございますので、63%の利用というところでございます。県外については、一番大きなところは福島からということでございまして、全体の5%の利用でございます。そのほか、団体利用が26%というような利用状況でございました。

それでは、資料戻っていただきまして、3ページでございます。

続きまして、中段4の売上げ及び損益状況でございます。まず、(1)として、浴浴センターの売上高でございます。売上高を表に掲載をしております。売上高としましては、温泉、宿泊、宴会、レストラン、売店を含めまして1億7,870万4,000円でございます。この売上高につきましては、前期と比べまして900万2,000円の減ということで、対比として95.2%でございます。

資料4ページをご覧くださいと思います。

(2)として、川西ダリヤパークゴルフ場の売上高でございます。利用料、それから食堂、売店、合わせまして655万円の売上高でございまして、前期と比べまして88万2,000円の増、115.6%でございました。

浴浴センター、それからダリヤパークゴルフ場、合わせますと、売上高の合計については1億8,525万4,000円ということでございまして、指定管理料を含めまして、今期の総売上高については2億1,946万7,000円でございます。この内容については、昨年度から比べますと746万8,000円の減額というような状況でございます。

売上高全体を見ますと、温泉、それからパークゴルフ場の利用料については増額ということになったわけでありますが、浴浴センターの宿泊、宴会、レストラン、売店等については前年より減額となったところでございます。

なお、全体的な数字につきましては、この後に損益計算書のところで、数字のところはご説明を申し上げたいというところでございますが、この資料の4ページの下から9行目以降になりますが、結果として、総売上げから一般管理等、仕入れ等を引きまして、そこから法人税、事業税を差し引きますと、当期の純利益については173万8,000円の結果でございます。

令和元年度の営業に当たりましては、まずは10月からの消費税増税というものを会社として十分意識をしながら、経営の健全化に取り組んだところでございました。特に宴会、宿泊

等の内容の充実を図るとともに、一部単価等の見直しも行ったところでもございました。加えまして、食材等の仕入れ内容の改善、様々な光熱水費を含めた経費の節減等を含めまして取り組んだわけではありますが、4月から1月を通しますと、経営状況が非常に順調に推移してきたところでもございました。

しかし、2月以降でもございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によりまして、イベントの中止、それから予約のキャンセル等々が相次ぎまして、3月分の売上げを見ましても前年度の約半分というような結果でもございまして、年間の売上げとしては大きな影響を与える結果となったところでもございました。

それでは、損益計算書でご説明を申し上げたいと思います。

資料の8ページのほうをご覧いただきたいと思います。

4月1日から3月31日までの損益計算書でございます。1の売上高でございます。売上高については、売上高と、それから指定管理料を含めて2億1,946万6,671円でございます。

2の売上原価でございます。売上原価につきましては、期首棚卸高から期末棚卸等々を含めて5,798万5,324円というところでもございまして、先ほどの売上高から、この5,798万5,324円を差し引きますと、売上げの総利益については1億6,148万1,347円でございます。

3の販売費及び一般管理費でございます。これについては、1億6,049万9,840円でもございました。先ほどの売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業利益として98万1,507円でございます。

4の営業外収益でございます。受取利息、それから受取配当金、雑収入を含めて180万542円でございます。

5の営業外費用でございます。これについては支払利息でもございまして、30万1,104円でもございます。

経常利益でございます。これにつきましては、先ほどの営業利益98万1,507円に営業外収益を加えまして、ここから営業外の支払利息等を差し引きますと、経常利益としては248万945円でございます。ここに特別利益等として、貸倒引当金の戻入れが2,800円もございましたので、税引き前の当期純利益としましては248万3,745円でございます。

今期の法人税、住民税等々の事業税については74万5,404円でもございますので、合わせますと、当期の純利益としては173万8,341円というような結果でもございます。

なお、資料の9ページでもございますが、ここには販売費、それから一般管理費の内訳として明細をつけさせていただいておりますので、後ほどご覧をいただきたいというようなところ

ろでございます。

続きまして、資料の10ページ、ご覧をいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。

令和2年3月31日現在でございます。

まず、表の左側でございますが、資産の部でございます。

1、流動資産でございます。内訳としては、現金及び預金から貸倒引当金含めまして、総額で1,267万8,563円でございます。

2の固定資産でございますが、1つ目の有形固定資産でございますが、有形固定資産については、建物から機械及び装置、以下、リース資産を含めて414万2,523円でございます。無形固定資産でございますが、これについてはソフトウェア関係でございます、36万3,600円でございます。投資、その他の資産でございますが、投資有価証券、それから出資金、記載のとおりでございますが、リサイクル預託金を含めて224万1,114円でございます、固定資産としては、有形、無形、投資、その他含めまして674万7,237円でございます。ここに流動資産を加えますと、試算の部合計として1,942万5,800円というようなところであります。

次に、右側の欄でございますが、負債の部でございます。

1の流動負債でございますが、買掛金から預り金を含めて、全体の流動負債については2,043万3,862円でございます。

2の固定負債であります、長期借入金、それから長期未払金を含めて674万7,000円でございます。

流動負債の合計であります、2,718万862円でございます。

次に、純資産の部でございます。1の株主資本でございますが、1つ目として、資本金でございます、1,500万円でございます。これについては、町、それから商工会、JAやまがた等からの出資でございます。資本剰余金はゼロでございます。

3の利益剰余金でございますが、マイナス2,275万5,062円ということでございますが、この数字でございますが、前年度での繰越損失がマイナス2,449万3,403円ございました。ここから、今期の利益が173万8,341円ございますので、差引きした数字がこの数字でございます。併せまして、株主資本についてはマイナス775万5,062円というところでございます。

評価・換算差額についてはゼロ、新株予約権についてはゼロでございますので、純資産での合計としては、マイナス775万5,062円という内容でございます。

続きまして、11ページでございます。

先ほどありました繰越利益剰余金等々の扱いでございますが、損益処分計算書ということでございますので、2,275万5,062円、この損失を次期に次期損失として繰越しを行うものでございまして、去る5月26日の株主総会で決定をされた内容でございます。

資料12ページでございますが、12ページにつきましては、5月19日に開催されました監査を受けましたので、この報告書をつけておりますので、後ほどご覧をいただきたいというところでございます。

以上が令和元年度の事業の報告ということになります。

続きまして、もう一つ、別冊でございますが、第26期ということで、今期の事業計画について説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、1の運営方針でございます。浴浴センター、それからダリヤパークゴルフ場につきましては、指定管理としては今期が最終年度となります。それぞれの施設の利用目的でございますが、こういったものを十分事業として理解をしながら、目的達成のために引き続き、各種事業に取り組んでまいりたいと思っております。加えまして、ダリヤ園、それから森のマルシェ等々の関連施設と十分に連携を図りながら、町の観光施設の拠点となるように努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大というものが非常に大きく影響しております。制限や自粛が求められているという中で、大変厳しい環境にあります。こうした中で、新しいやり方を見いだしながら、それぞれ感染拡大の防止策というものを社員一同が徹底をしながら、お客様の安全・安心を図りながら事業に取り組んでまいりたいという考えでございます。

なお、ダリヤパークサービスでございますが、パークゴルフ場については、4月13日から5月14日まで営業休止をさせていただきました。併せて、浴浴センターについても、4月13日から5月15日まで休館というような状況でございました。この間、従業員一同でございますが、それぞれ部門ごとにミーティングを開催をしながら、施設の清掃、それから環境整備に努めながら、加えまして、社員一同が接客・接遇の研修、それから救急救命の研修等を含めて、再開に向けて取り組んでまいったところでございました。

それでは、資料2の実施事業ということで、具体的なそれぞれの取組の方針でございます。

(1)として、川西町浴浴センターでございます。

①各種宴会プランにつきましては、これは通年を通してながら、その時々々の食材、こういったものを使いながら、プランの企画を立ててまいりたいというところでございます。

②宿泊については、昨年度、新しく立てましたパークゴルフ場の宿泊プラン、それからシルバー宿泊プラン、こういったものを継続して取り組んでまいりたいというところがございます。

レストランにつきましても、四季折々のランチフェア、以下、ディナーバイキング等々についても計画をしましてまいりたいというようなところがございます。

④温泉、売店関係でございます。引き続き、低料金での日ということ、まどかの日、シルバードー、こういったものを継続するとともに、入浴回数券の特売の実施というものを加えながら、格安で入れるような取組に努めてまいりたいというところがございます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

連携・協力事業でございます。置賜農業高校との連携ということで、山形地鶏を使った食材とか加工食品の活用を努めてまいりたいと思いますし、川西中学校テーブルマナーについても、引き続き、食育を含めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、フレンドリープラザとの連携ということで、読得ポイントカードについても引き続き実施をしましてまいりたいというところがございますが、資料に記載のハーブガーデンフェアの協力でございますが、これについては、フェア自体が中止ということになりますので、この取組はございません。

6の施設の有効活用については、管内のスペースを利用しながらコンサート等、それからギャラリーでの個展等に努めてまいりたいというふうに思います。

⑦の誘客PRでございます。ホームページ、SNS等の活用はもちろんでございますが、山形日帰り温泉パスポート事業、これは県内での事業でございます。こういった事業、それから、道の駅米沢に割引カード等ございますので、こういったところに積極的に参加をしながら、集客に取り組んでまいりたいということでございます。

加えて、従業員の研修については、接遇研修ですとか救急救命の講習等、随時開催をしながら、職員の意識向上を図ってまいりたいというところがございます。

(2)川西ダリヤパークゴルフ場でございます。各種大会、講習会等については、引き続き大会を通じながら、交流の拡大を図ってまいりたいというところがございますが、新しく第1回として、町民パークゴルフ大会というものを現在のところ、企画をしているところがございます。

②食堂、売店でございますが、弁当とプレーのセットメニュー、こういったものを使いながら、利用者の増加を図ってまいりたいというところがございます。

そのほか、パークゴルフと連携を取りながら、各種大会の運営に努めてまいりたいという考えでございます。

資料3ページでございます。

令和2年度のダリヤパークサービスとしての利用者売上げ等の目標でございます。

(1)として、利用者でございます。これにつきましては、ありますように、新型コロナという部分が非常に影響しておりますので、全体的に利用者、それと売上高を含めて、前年度対比80%という目標で設定をさせていただいております。このため、浴浴センターについては10万3,700人という目標で取り組んでまいるところでございます。

ダリヤパークサービスについても、80%というようなところで、9,500名、合わせて利用全体としては、11万3,200名を目標で設定をするところであります。

売上高でございます。これについては、浴浴センターについては1億4,870万円の目標を立てております。宿泊、宴会、レストラン、売店等については、前年度から落として80%という中ではありますが、日帰り入浴につきましては、料金の改定、100円の値上げというところがありましたので、集計については前年度より多く見込んだところがございます。

②の川西ダリヤパークゴルフ場でございますが、前年度対比85%の売上げの設定をしておりまして、555万円の中で取り組んでまいりたいというようなところがございます。

総じて、新型コロナの影響で厳しい環境にあるということで、全国的に新しい生活様式への転換ですとか行動が様々制限される中でございますが、安全対策という部分に十分に配慮しながら、今期は取り組んでまいりたいというところがございます。

説明については以上でございます。

○議長 報告を終わります。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時といたします。

(午前10時49分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時00分)

---

◎議第39号 令和元年度川西町一般会計補正予算(第11号)の専決  
処分の承認について

○議長 日程第8、議第39号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第39号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めらるものでございます。

内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第39号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度川西町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり専決処分いたしましたので、承認を求めらるものでございます。

令和2年6月3日付、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、専第2号 令和元年度川西町一般会計補正予算（第11号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分をするものでございます。

令和2年3月31日付、町長名でございます。

めくっていただきまして、令和元年度川西町の一般会計補正予算（第11号）は次に定めるところによる。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億3,293万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億8,522万4,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正でございます。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

地方債の補正でございます。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和2年3月31日付、町長名でございます。

まず、この2条の繰越明許費の補正と3条の地方債の補正についてご説明を申し上げます。

本資料の、まず5ページをご覧くださいと思います。

第2表繰越明許費補正でございます。

繰越明許費の追加でございまして、6件ございます。先ほど、報告第1号でご報告を申し上げましたのが7件ございましたけれども、そのうち、6款農林水産業費の1項農業費のため池緊急防災体制整備促進事業73万7,000円につきましては、3月の定例会で既に繰越明許の補正を議決をいただいておりますので、本件の議案からはその分は除かせていただいて、6件になっておりますので、ご了解をいただきたいと思います。

2款1項総務管理費の新庁舎整備事業4,299万4,000円、3款2項児童福祉費の保育環境改善等事業で301万2,000円、6款1項農業費、強い農業・担い手づくり総合支援交付金1,944万円、6款1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業589万円、8款道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕整備事業で2,210万1,000円、11款2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業で2,911万7,000円でございます。

続いて、6ページの第3表地方債補正でございます。

変更でございます。本件は事業確定に伴うものでございますが、今の繰越明許にも関係しますけれども、それぞれの起債状況の変更を申し上げます。

公共事業等で10万円の減額でございます。災害復旧事業で2,060万円の減額、一般単独事業で210万円の減額、地方道路等整備事業で270万円の減額、公共施設等適正管理推進事業で2億6,760万円の減、過疎対策事業で6,330万円の減、振興資金整備事業で550万円の減、以上で、合わせまして3億6,190万円を減じまして、14億7,677万6,000円と変更するものでございます。

続きまして、内容につきまして、別紙概要書にてご説明を申し上げたいと思います。

この専決処分につきましては、3月31日をもちまして事業を確定したのものにつきまして専

決をさせていただくものでございますので、よろしくお願いたしたいと思ひます。

まず、歳出の部でございまして、人件費確定ということで、合わせて3,399万6,000円を減額するものでございます。主なもの、一般職員給与費等で3,085万3,000円、以下このような記載のとおりでございます。

2の補助費等でございますが、1億3,856万5,000円を減じるものでございます。これにつきまして、大きなところで申し上げますと、プレミアム付商品券の負担金4,987万5,000円の減でございますが、これは福祉型のプレミアム付商品券でございまして、非課税世帯並びに子育て世帯への商品券の交付事業でございましたが、非課税世帯に関しての交付申請が予定よりも伸びない、低かったということも関連しまして、影響しまして、このような事業の減額ということになりました。

続いて、3の物件費でございますが、6,771万1,000円の減、これについても同様に、プレミアム付商品券、中段でございますが、これの事務費委託料等の減ということに記載しているところでございます。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

4の維持補修費では、冬期交通確保除雪費等で5,900万円の減、続きまして、6の普通建設事業費補助でございますが、これが8,985万円の減と。これにつきましては、強い農業担い手づくり総合支援交付金や元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト農業機械整備、担い手確保・経営強化支援農業機械施設整備など、事業の要望に応じて予算措置をしているものもございましたが、採択がならないなど、そうした事情から事業確定し、事業費の減額ということになるものでございます。

7の普通建設事業費（単独）でございますが、3億3,878万4,000円の減でございました。これについては、新庁舎整備工事費で2億8,746万2,000円の減ということになっておりますが、庁舎建設工事契約金額の確定によるもの及び元年度の出来高額の確定によるものでございます。

続いて、歳入のほう、3ページをご覧いただきたいと思います。

これについては、歳出のほうで事業自体の確定がなりました関係で、それに応ずる形で、国庫支出金や県支出金を含む歳入を減じるものでございます。

13の国庫支出金にございまして、先ほど例えで申し上げましたが、プレミアム付商品券の事業費など減じておりますが、歳入のほうについても、国庫補助金のほうが減ということになっております。

併せて、4 ページ、14番の県支出金のほうでも同様に、担い手確保・経営強化支援事業費、あるいは強い農業・担い手づくり総合支援交付金、元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業費県補助金などが歳入面で減というふうになってございます。

以上、主なところを申し上げまして、最終的に、歳入歳出ともに8億3,293万4,000円を減じるものでございます。

そして、17番の繰入金をご覧いただきたいと思います。

ここに、財政調整基金繰入金1億1,356万3,000円の減と、このように記載しておりますように、財政調整基金のほうへの戻しという形になりますが、1億1,356万3,000円を戻すこととなりますので、欄外に今回は2段書きで記させていただいております。

まず、下のほう、令和2年度一般会計補正予算（第2号）の補正、これは5月25日にご審議いただき、議決をいただきました令和2年度の一般会計補正予算の補正後の財政調整基金の残高につきましては、今の1億1,356万3,000円を戻すということとなりますので、第2号補正後で報告をしておりました金額にその分を加えさせていただくと、1億9,415万7,000円となるものでございます。

ただ、その上の段に記載させていただきましたのは、本専決処分が3月31日付で、令和元年度の専決補正ということでございますので、3月31日の日付に遡って財政調整基金の残高を記させていただいたところでございます。その金額を申し上げますと、2億2,166万3,000円となるものでございます。

繰り返しになりますが、本日現在、この6月定例会で提案をさせていただいていることから、現時点での残高については1億9,415万7,000円というふうにご理解を賜りたいと思います。

以上、報告とさせていただきますと思います。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 専決処分ということですから、町長のいわゆる職権の中でできる内容でありますけれども、私は説明として、さっきの繰越明許の関係、あるいはその次ページの地方債の関係、数字だけを読み上げて報告ということであると、これは我々、資料を頂けば見られるわけなんです。いま一言、説明の仕方として研究していただきたいと思うのは、こういう内容なんだということぐらいは、口頭で付け加えての説明などもあっていいのではないかとこのように要望しておきたい。これが1点であります。どうですか、まずお答えいただ

きたい。

それから、財政調整基金について、非常に事細かに神経質な表現について、新課長としてありましたけれども、そこまで言うんだったら、これも一つの研究してほしいんですけども、標準財政規模というものがあるわけですよ。こういう内容の、その何%だというようなことも、資料としては大した時間もかからないわけですから、そういうようなものも示しながら説明すると。こういうものも研究していただくのも一つでないのかなというふうに、新課長にお願いしつつ、その体制をお伺いしたいんですけども、よろしくお願ひしたい。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 今ご指摘をいただきました件について、考え方になりますが、申し上げたいと思います。

今、まず1点目、報告や提案については、数字だけではなく、その内容も含めて説明を求めたいというお話をいただきまして、私、報告をする側としては、十分にその点を踏まえて、可能な限り丁寧に説明をさせていただくよう、今後、資料の配付も含めて努めさせて、検討させていただきたいと、このように思っております。

併せまして、財政調整基金の残高等の報告を、必ず今は、欄外にであります。明記をさせていただいて、報告をさせていただいております。この件については、私も課長職になって、この議会での議論、審議過程というのは十分に承知をしております。その件についても丁寧に答え、説明を加えたいというふうに思っておりますので、今ご指摘いただいたことも含めまして、対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

(第4号)の専決処分の承認について

○議長 日程第9、議第40号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第40号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について、ご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものであります。

内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、私からご説明いたします。

議第40号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を別紙のとおり専決処分したので、承認を求め。

令和2年6月3日提出、町長名です。

めくっていただきまして、専第3号 令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日付、川西町長名です。

めくっていただきまして、令和元年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

令和元年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところ

による。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,992万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,560万円とする。

令和2年3月31日付、町長名。

それでは、別添の概要書でご説明いたします。

歳出につきましては、第2款保険給付費6,556万円の減です。内容といたしましては、それぞれ療養給付費の額の確定によるものであります。出産育児一時金につきましては126万円の減です。

第3款国民健康保険事業費納付金、これにつきましては財源更正によるものです。

第6款保険給付費439万4,000円の減です。これにつきましても、それぞれ委託料の事業費確定によるものです。

第7款基金積立金996万7,000円の減です。

第9款諸支出金、ここにつきましても財源更正によるものです。

歳出合計7,992万1,000円の減です。

歳入であります。

第1款国民健康保険税5,563万3,000円の減です。これにつきましては、税収の確定によるものです。

第3款県支出金6,169万4,000円の減です。これにつきましても、それぞれの交付金の額の確定によるものです。

第5款繰入金3,740万6,000円、これにつきましては、一般会計繰入金84万円の減。これにつきましては、歳出の出産一時金の減額によりまして、一般会計から3分の2を繰り入れておりますので、そのための減になります。

国民健康保険給付基金繰入金3,824万6,000円です。これにつきましては、歳出に伴いまして、財源調整のため基金を充当するものであります。

歳入合計7,992万1,000円の減です。

以上、説明といたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 ちょっと説明の仕方について、課長、要望しておきたい。基金の関係ですけれども、こういう金額ですけれども、この減額をした、減額の意味合いはこうだというぐらいの、も

う一言説明があれば、大変分かりやすい。資料の朗読だけであれば、我々は先に資料を頂いているわけですから、それだけで済むわけですよ、これはこうなんだということ。

それから、1点お尋ねしたいんですけども、私もちょっと浦島太郎の感がするんで教えていただきたいんですが、どこまで遡ることができんですけども、基金的な余裕は、3か月分ぐらいあればいいなというような目安などがあったような時代がありました。そういうふうを考えますと、今の財政状況はどうなのか、1点だけお尋ね申し上げたいと思います。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 1点目の歳出の996万7,000円の基金の減ということのご質問というふうに理解いたしました。

これにつきましては、当初1,000万を積み立てる予定にしておりましたが、前年度の決算を踏まえまして、9月の補正で、2,075万8,000円を基金に1回積み立てさせていただいたところであります。財源調整のために基金を充当することになりまして、最終的に元年度の積立金が2,079万4,000円を積み立てることにいたしましたので、差引きの996万7,000円を歳出から減額するというようにしたものであります。

2つ目の基金の残高につきましては、議員おっしゃるように、以前の制度につきましては、医療費の3か月分を保有していることが国保会計の健全な運営だということで、目標といたしましては、3億円を積み立てるとというのが以前の考え方でありました。

現在、平成30年から県一本化に国民健康保険の制度が変わりまして、基金につきましては、極端な場合、基金が市町村で枯渇するような事態になれば、県の基金を借り入れることができるということになっております。もちろん借りるわけですから、返さなくてはならないということになりますので、借りるという前提で運営するというのはリスクが高いというふうに考えております。

現在の1億7,600万円の基金につきましては、基金を取り崩しながらも、それほど難しい運営ではないというふうに判断しているところであります。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 大変になれば県から借りられるから心配ないという説明でありますけれども、そういうことになると、一般会計の財調関係も国で面倒みってくれるんだと、何の心配ないということになりますと、議論もへったくれもないわけですよ。

私がお尋ねしたいのは、今の制度が変わったことは十分承知しているわけですが、基金は

ある程度あったほうがいいということなんでしょう。このところを正直に、まずお答えいただければいいんです。それは川西の場合は、約3億ぐらいあればいいんだというような目安をお持ちだと、こういうことなんですよ。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご意見であります、確かに3億円という目安は、国保の運営につきましても、非常に重要な金額だとは考えております。

基金を積み立てるといことになりますと、医療費を抑制するというようなこともありますが、被保険者の方の負担増も考えながら、税率を上げながら、医療費とか県に支払います納付金を負担するということになっていきますので、そのところは十分に検討しながら、基金につきましても、あまり減らないようなことで検討してまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 今、課長からは大変優等生な答弁をいただいて、それはそれだと思っております。

町長、今申し上げているとおり、課長に聞いているわけじゃなくて、原田町政、あなたがトップということで、特に5期目の出発ですからね、何回も申し上げておりますけれども。だんだん、ちょっとテレビも入っておりますけれども、あまり横着になったんじゃ、これは困るわけですよ。

最後の締めは、先ほどの議長、針生課長にもお聞きしたとおり、針生君に聞いているわけじゃないんですよ。どうなんだということの最後の締めは、このように研究したいとか、善処したいとか、これはやっぱり町長に促してくださいよ、最後のいわゆる締めの答弁ですね。

佐藤課長に戻ります。簡単に申し上げますけれども、3億ぐらいあるといいんだと、本町の場合。しかし、こういう状況なんだということが大事なんです。そのためにはどういうふうにするかというのは、また別問題ですけれども、私はそこをお聞きしているわけです。

つまり、それは本家本元の財政調整基金の一般会計も含めて、そういう状況なんです。国保の関係はまた別だとしても。そういうところですよ、私たち議員はチェックをしなければ、我々の仕事は何もないでしょう。そのポイントをお聞きしているわけです。

そこを課長にお答えいただきながら、まず事務方として必要な、余裕までなくても、こういう基金の額があるといいなと、3億なら3億と。3億の根拠は、1か月がこうだから、1か月1億であれば、3か月分の3億だということなのかお答えいただいて、最後は原田町長です。これが議論でしょう。議長、そういう交通整理をお願いしたい。

まず最初、佐藤さんです。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 繰り返すことになるかと思いますが、川西町は医療費が高いので、3か月分の医療費であります3億円が基金としてあれば、それは潤沢な国保運営をしていける金額だというふうに考えております。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 平成30年から、国保会計につきましては県一本になりまして、我々町村会としても、県一本で運営をして、財政基盤の安定を図っていただきたいという要望を従来やってまいりましたので、その一歩としてスタートしたところをございまして、それによりまして、国の支援などもあって、保険税の見直しをさせていただいて対処させていただきました。

令和元年度につきましては、納付金がどの程度になるのかということが読めない中で、県が示す納付金に合わせて保険税の税収を見込んだところをございしますが、諸般といたしますか、前年度、平成30年度の繰越しの状況などを見まして、税率改正を見送った経過がございまして、最終的に、その税率改正によって歳入の部分が減額になりましたので、その部分を基金を充当しながら決算を結ぶ予定でございまして、その内容を専決処分させていただいたところをございまして。

結果としては、令和元年度末の基金残高は1億7,000万ほどになりました。この額が十分なのかどうかというご意見がございまして、我々としては、現在の制度では、3か月程度の基金を保有すれば安定した経営ができるという状況から大きく様変わりしておりまして、基金が造成されるということは、これは目的税でございまして、給付に対応した形で保険税を改定せざるを得ないということもございまして、その部分で、基金の内容が3億が正しいかどうかという状況は変わってきたのではないかと判断しているところをございまして、急劇な税率改正に伴わない程度の基金は当然確保していかなければならないと考えておりますが、医療費の推移等を見ながら、受益者負担を伴います税率改正について検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

(議事進行でちょっと)

○議長 どのような……

○12番 基金の話ですよ。どういようなものが望ましいかという質問したわけですよ、私、額的に。そうしたら、担当課長が、今の川西の場合は3億があるといいなということは今、

皆さんの前で発表したわけでしょう。それを今度はトップが、別な言い方で言いわけと。そういう言い方でなくてということなんですよ。

私だけですかね、質問したことに、ちょっと不思議に思いませんか。担当課で今、第一線でやっている者が、本町の場合3億あつといいごでなど。しかし、3億確保するとすれば、こうこうこういう理由だと、それは分かったと。だけれども、望ましい基金の額というのはどうなんですかというポイントを聞いているわけですよ。それに対して、今度はトップが、様々あるんで、3億というけれども、1億7,000万で何とかされるんだと。そうしたら、そこはやっぱり答弁の調整をして、そして分かりやすく説明、これはしていただくべきでないんですか。

こんなことが許されるとすれば、質問も議論もないですよ。繰り返して言いませんよ。でしょう。基金の額だけ言ってください。これからどういうふうにするか、あるいは医療費とか税額について、どうだという問題はまた別なんですよ。まず基本的なことだけ聞いているわけでしょう。これは議長、よろしくお願ひしたい。これが私の議事進行上の発言の内容です。

私だけですかね、ちょっと精査してください。

○議長 暫時休憩します。

(午前11時44分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時45分)

---

○議長 町長原田俊二君。

○町長 繰り返しになりますけれども、平成30年度から国保運営が大きく変わりましたので、国民健康保険給付基金についても、以前の考え方と改まったというふうに認識しているところであります。

改めまして佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 私、先ほど3億円というふうにお話しさせていただきました。それにつきましては、以前の考え方、30年度以前の考え方でありまして、市町村独自でしておりますので、3か月分の医療費相当額を保有していることが望ましいというふうな考え方がありまし

たので、3億円あれば潤沢な運営ができるというふうに申し上げたところであります。

今現在、先ほど町長から説明がありましたように、国保の制度が県一本化になりましたので、3か月分がないと国保運営は難しいというような制度でもなくなってきましたので、そこにつきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

医療費につきましては、交付金として……ということで、私の先ほどの繰り返しの発言を訂正させていただきます。

○議長 1回限りとなっておりますので、それを過ぎておりますから、次に進みます。

別なことであればできますけれども、同じことありますので……

いや、そうでなくて、1回限りになっていますから。1回しましたので。

暫時休憩します。

(午前11時48分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時49分)

---

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 平成30年度から県一本化になったという国保制度を踏まえまして、現在の基金残高については、運営できる基金だというふうに考えております。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 先ほど私が、3億円が必要だという発言しましたことにつきましては、訂正しておわびいたします。

○議長 ほかに。

1 番井上晃一君。

○1番 私もちっと基金のほうなんですけれども、補正前は1,075万の予算ということで、積立てのほうは3,076万というような補正前の額になっていますけれども、少々いろいろなところが減額になっている中での基金の繰入れの大幅な増額ということで、最終的には、当初積み立てられるはずだったものが大幅に減ったと。このあたりの原因、今後どうするのか、そこについて、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 先ほど町長からも説明がありましたが、令和元年度につきましては、税率改

正を予定しておりましたが、被保険者の負担増に考慮いたしまして、税率改正を見送ってきたという経過がございます。そのため、令和元年度の決算見込みにつきましては、農業所得の落ち込みによる税収の減、あと事業納付金の増加により、基金を取り崩して国保運営をするというふうにしたところでございます。

以上です。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 今後につきましては、現在、日本全土に蔓延しておりますコロナウイルスの影響が、本町におきましても経済や流通に大きな打撃を与えておりまして、これまでどおりの日常に戻るには、まだまだ時間を要するということが予測されるところであります。

国保の特別会計におきましては、被保険者が自営業者、パート、アルバイト、農業者の方々に構成されておりますので、その方々の感染症の影響や所得の減額等を鑑みながら、税収を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時53分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

◎議第41号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第5号)  
の専決処分の承認について

○議長 日程第10、議第41号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第41号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるための提案でございます。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第41号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

1枚おめくりいただきたいと思っております。

専第4号 令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日付、町長名でございます。

もう1枚おめくりいただきたいと思っております。

令和元年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第5号）。

令和元年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,258万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,364万4,000円とする。

第2条でございますが、繰越明許費の追加は第2表繰越明許費補正による。

第3条地方債の変更は、第3表地方債補正によるでございます。

3ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第2表繰越明許費の補正でございます。先ほど報告第2号でご報告申し上げました内容でございます。追加でございます。

2款1項、事業名でございますが、公共下水道事業（補助）840万1,000円でございます。同じく起債単独403万6,000円の追加をするものでございます。これにつきましては、メディカルタウンの下水道の布設工事をするものでございます。

次の4ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第3表地方債の補正でございます。公共下水道整備事業債でございますが、これから概要をご説明申し上げますが、事業費の確定によりまして930万円を減額し、4,530万円とするものでございます。

それでは、お配りしております概要書にてご説明を申し上げます。

1、歳出でございます。2款公共下水道事業費5,849万9,000円の減でございます。これにつきましては、委託料といたしまして、梨郷道路に係る下水道管の布設あるいは架設等の業務の確定によりまして、1,263万円の減額をするものでございます。工事請負費でございますが、これにつきましても、梨郷道路に係る下水道管布設工事の確定と公共下水道の污水枘設置の確定によりまして4,586万9,000円、合わせて5,849万9,000円の減となるものでございます。

3款の施設費でございます。294万円の減でございます。

内訳でございますが、需用費でございます。下水道施設の修繕料の減ということで、確定によりまして30万4,000円の減、委託料でございますが、下水道台帳、それから使用料徴収の委託料、マンホールの維持管理業務の確定等々によりまして、172万5,000円の減となったところでございます。工事請負費でございますが、施設の維持管理、補修工事の節減による確定でございます。91万1,000円の減、合わせまして294万円の減となったところでございます。

4款公債費でございます。114万1,000円の減。これにつきましては、償還金の利子の確定によるものでございます。

合計6,258万円の減となったところでございます。

歳入でございます。

2 款使用料及び手数料1,278万2,000円の減でございます。これは使用料の確定によります減額でございます。

5 款繰入金でございます。408万1,000円の減でございます。これは一般会計からの繰入金でございます。

7 款諸収入でございます。3,641万7,000円の減でございます。先ほど工事費、あるいは委託料、国からの補償料の事業費が確定いたしましたので、その補償額を減じたということで、3,987万3,000円の減となったところでございます。

雑入でございますが345万6,000円、これは過年度分に国からの補償費の精算、委託料の精算で、345万6,000円の入となったところでございます。

8 款の町債でございますが、事業費の確定によりまして、930万円の減となったところでございます。

歳入合計につきましても6,258万円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議第42号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長 日程第11、議第42号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。専決処分の承認案件でありますので、川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第42号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めため提案するものでございます。

以下、内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、私から議第42号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めらるものでございます。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

議案書を1枚めくっていただきますと、専決処分書になります。

専第5号 令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分するものでございます。

令和2年3月31日付、町長名でございます。

さらにもう1枚めくっていただきますと、補正予算書になります。

令和元年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和元年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,098万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,055万3,000円とするものでございます。

令和2年3月31日付、町長名でございます。

それでは、補正の内容につきましては、お配りしております概要書に基づきご説明させていただきます。

それでは、概要書の1番、歳出でございますが、第1款総務費ですが、470万円の減額となっております。主な内容としましては、介護保険事務経費においては、調査委託料などの減額に伴う減がありまして、380万円の減額となります。介護認定審査会経費につきましては、認定者数の人数が当初計画より少なくなったため、意見書等の経費に減額が生じたため、90万円の減額となっております。

第2款保険給付費ですけれども、4,460万5,000円の減となっております。こちらですが、介護サービス給付費をはじめ、介護予防、特定入所者介護、高額医療合算介護のそれぞれのサービス給付費及び市町村特別給付費事業などでの減額となっておりますが、こちらなんですけれども、介護保険事業計画において想定しておりました人員及びサービス量に基づいて予算を組んでおりましたけれども、事業の確定見込みにより人員、サービス量とも、当初計画より少なく済んだための減額となっております。

第3款地域支援事業費では、1,167万7,000円の減額となっております。こちら、主な内容としましては、包括的支援事業・任意事業費において267万7,000円の減、介護予防・日常生活支援総合事業費において900万円の減額となっております。こちらですが、要支援の方に対するサービスが主な内容となっておりますけれども、こちらにつきましても、当初想定しておりました対象者数より少なかったための減額となっております。

第4款基金積立金ですけれども、1,000万円の増額となっております。こちらは介護給付費準備基金管理事業積立金の増額となっておりますけれども、こちらにつきましても、さきにご説明しました給付費等の減額がありましたので、基金積立金を1,000万円増額し、1,262万9,000円の予算とするものでございます。

歳出合計しまして5,098万2,000円の減額となっております。

続いて、2の歳入に移らせていただきます。

第1款介護保険料につきましては、57万8,000円の減となっております。こちらにつきましては、特別徴収分、普通徴収分、滞納繰越分、それぞれの収納見込みに応じまして、増額または減額としているものでございます。

第3款国庫支出金ですが、1,535万8,000円の減額となっております。こちら、介護給付費国庫負担金をはじめ、調整交付金、補助金等、記載のと通りの減額となっておりますけれども、こちらにつきましては、歳出の際にご説明申し上げましたサービス給付費の減額に伴いまして、財源としまして国の負担割合があるわけですので、その割合に応じた減額となっております。

第4款県支出金ですが、715万1,000円の減となっております。主な内訳としましては、介護給付費県負担金及び地域支援事業交付金になりますが、こちらにつきましても、それぞれの事業に対する県の負担割合がございますので、給付費等の減額に応じた減額となっております。

第5款支払基金交付金1,419万3,000円の減となっております。こちらは介護給付費交付金及び地域支援事業交付金になりますがけれども、こちらも、歳出においてご説明しました給付費等の減額に応じた交付金の減となっております。

第7款繰入金ですが、1,370万2,000円の減額となっております。内訳としましては、一般会計繰入金1,171万3,000円、この部分につきましては、歳出に対する町の負担割合というのがございますので、それに応じた減額となっております。

続いて、介護給付費準備基金繰入金ですけれども、198万9,000円の減額となっております。今回、歳出のほうで5,000万ほどの減額となっておりますので、当初想定していました繰入金につきましましては、減額してゼロという形にしております。

歳入合計しまして5,098万2,000円となっております。

なお、補正後の介護給付費準備基金残高につきましては、1億7,646万7,000円となります。説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

7番伊藤寿郎君。

○7番 7番です。

先ほどの国保税に鑑みまして、先ほどご説明のあった基金ですね、1億7千幾らという、金額的にその基金は健全なものか、適正なものか、ちょっと詳細をお聞きしたいと思います。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護保険事業につきましては、3年間の計画期間に応じて保険料の見直しなどを行いながら、それぞれのサービスに対して給付を行っているわけですがけれども、令和元年度につきましては、計画期間の2年目、ちょうど中間の年であります。

介護保険料につきましては、3年間、平準化をさせるため、同額という形で保険料の設定させていただいておりますけれども、給付自体は、やはり例年増加傾向にございますので、まず基金の役割としましては、保険料を平準化するため、だんだん高騰していきます給付費に対応するための基金という形で、3年間の中での活用を考えております。

今回、2年目終了時点で1億7,000万の残高という部分につきましては、今年度が最終年

になりますので、運営としては問題がない残高があるというふうを考えております。

○議長 ほかに。

8番伊藤 進君。

○8番 8番です。

歳出のほうの第3款地域支援事業費、予定より少なかったというふうなことのようでしたが、その予定より少なかったという原因について、何かあったら、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 第3款の地域支援事業費につきましては、介護に至る前の要支援の方を対象とする事業が、こちらから対応させていただいております。

まず、想定的人数より少なかった理由というご質問でありますけれども、重篤化して介護に移った方というのは、さほど増えてはおりませんので、支援まで至らなかった方が、こちらの見込みよりは少なく済んだというふうを考えております。よろしくお願いたします。

○議長 ほかに。

9番神村建二君。

○9番 9番です。

収入の部で、介護保険料マイナス57万8,000円ということですが、その内容を見ますと、特別徴収分でマイナス615万7,000円、普通徴収分でプラス586万円ということになっておりますが、特別徴収の場合はサラリーマンとか、そういった方たち、あるいは年金をもらっている方、そういう方たちが天引きされて納めるというふうに思っておりますが、また一方、普通徴収のほうはサラリーマンとかで、個人的に、あるいは個人の事業者、サラリーマンは特別徴収に入ってくると思うんですが、一般の個人事業者、農業者含めて、そういう方たちが自ら納めるというふうに、そういう区分だと思んですが、それが特別徴収は歳入のところでマイナスになっていると。逆に普通徴収の分でプラスになっているという、このところの理由といいますかね、原因等ありましたら、お願したいと思います。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 介護保険料で特別徴収、普通徴収分での増減の部分なんですけれども、あくまでも、当初想定しました保険料額からの実績見込みによる差額という形になりますので、特別徴収については、もっと対象者が増えるのではないかという想定していたところ、結果として、このような形で少なくなったという形になりますので、また普通徴収につきまして

は、逆に、もっと少ない方が対象になるんじゃないかという想定の中での予算づけを行いました。結果として、それ以上の方が普通徴収での納付という見込みになったということでご理解いただければと思います。

以上になります。

○議長 ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 私からも基金の関係ですけれども、今、伊藤寿郎議員のやり取りで十分なんです。が、課長、これも一つの目安ですか。この額で今、十分やれるというお話でしたが、そんなものがあるのかどうなのかということと、それから、利用者というか対象者が、課長からあったとおりに増えていっていると、これからも増えるということが想定されるわけなんで、そういうことを考えれば、当然基金というものも、若干なりとも蓄えというものが増えていく、あるいは準備が必要だというふうには素人なりに考えられるわけなんで、その辺ちょっと、しつこいようでありますけれども、伊藤寿郎議員に重ねて、同じような質問であります。お願い申し上げます。

以上です。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 まず基金に関する考え方ということで、国や県などで示す指標的なものはございません。ですので、それぞれの市町村で、年間の給付費などに対応して、どの程度の基金残があればいいかというのを考えていくものだというふうに考えております。

先ほどのご質問いただいた中では、3年間の中で今年度が最終年になりますので、元年度の終わった時点で1億7,000万の基金があるということでは、まず計画期間の3年間については、問題がなく事業を継続できるだけの基金があるというふうに考えております。

その後のまた3年間、サービス量を見込みながら保険料を設定する形になるわけですけれども、基金に関しては、あくまでも計画期間の3年間の中で、サービス供給に課題が起こらないような給付費が支払われるような準備を行うという考え方でおりますので、将来に向けてというよりは、まずは計画期間の3年間の中で、事業が円滑にできることをまず考えております。

来年度から、また新しい事業計画の3年間がスタートするわけですので、まず今年度、次年度以降の3年間のサービス量などを想定しながら、保険料の設定とか、そういった中で、基金についての考え方も改めて、その中で考えていきたいというふうに考えております。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 さっき佐藤課長のやり取りの中で、本当に、また同じように責められるのではないかと、慎重のような答弁のような気もしますが、俺はそういったことまで聞いているんじゃないかと、利用者というものが、当然、課長言うとおりの素人が考えても増えていくということが想定されるわけなんで、そういう意味では、やはり負担、保険料というものを安定的なものにしていくためにも、そしてまたサービスメニューを落とさないでやっていくためにも、ある程度やっぱり現場としては、ゆとりを持ってやると。それには、やっぱり基金というものもあれば、安心だということもおかしいんですけども、そういうことでないのかという立場で質問しているんですけども、それはどうですか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 基金の額についてですけども、やはり3年間でどううまく、問題なく事業が継続できるかという部分が、まず一番最初の考え方で持っております。

基金を多く残すということにつきましては、やはり負担が増えるという、保険料としての負担が増えることになりますので、できるだけ一定の量で抑えながら、事業に問題がでないような基金額を想定しながら保険料を設定していくという形で考えていきたいというふうに思っております。

○議長 ほかに。

1番井上晃一君。

○1番 私は、歳出の2款の保険給付費自体が大きく減じているという部分に関して、これによって、例えば、本来であれば十分な保険給付が受けられる者が、少し厳しい審査になっていたりとか、よくよく見れば、もしかすると該当になるのかなという人がもらえていなかったりとか、そういったようなケースは、特に起きていないと思って大丈夫でしょうか。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 議員のご指摘のとおり、そういった問題は起きておりません。あくまでも介護の認定につきましても、認定審査会、外部の方、お医者さんや専門家の方に認定いただいておりますし、サービスの状況につきましても、ケアマネジャーさんが、それぞれの方に必要なサービスを提供できるよう調整していただいておりますので、介護給付費が4,000万下がったというか、予算的には減額という部分でのサービスが低下ということはないというふうに考えております。

以上であります。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 起立ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

---

◎議第54号 財産の取得について

○議長 日程第12、議第54号 財産の取得について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用令第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第54号 財産の取得についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容につきましては、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第54号 財産の取得について、ご説明を申し上げます。

令和2年5月26日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した除雪ドーザ11トン級の取得について、下記のとおり契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記。

- 1、取得物件、除雪ドーザ（11トン級）。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約の金額、金1,390万4,000円。

4、契約の相手方、山形県米沢市大字花沢字八木橋東二3270-3、コマツ山形株式会社米沢支店支店長栗田忠行。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

お配りしております資料に基づいてご説明を申し上げます。

物品購入の仮契約書の写しでございます。

発注者、受注者につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

その後でございますが、発注者と受注者は、川西町契約に関する規則に定める諸条件を遵守し、売買契約を締結する。この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたことをもって本契約として成立し、その効力を発生するものとしてございます。

記でございますが、物品名、除雪ドーザ（11トン級）、仕様につきましては後ほど説明申し上げます。

数量1台、規格につきましては、WA200-8Yでございます。

契約金額1,390万4,000円、内訳につきましては記載のとおりでございます。

納入期限でございますが、令和2年11月6日、納入場所、山形県東置賜郡川西町大字中小松のサブセンターに納入していただくということになります。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

一番右上でございますが、今回の機種につきましては、コマツのWA200-8Yのタイヤ・ドーザとなっております。外観につきましては記載のとおりでございますが、特別仕様といたしまして、サイドスライドアングリングプラウということで、排土板が脇に多少スライドする、あるいは角度を調整できるというような仕様でございます。

左下でございますが、全幅員、排土板の幅員でございますが、3メートル45センチとなっております。右下でございますけれども、全長7メートル40センチ5ミリでございます。全高につきましては3メートル48センチ5ミリということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

12番高橋輝行君。

○12番 今さらお尋ねするのは何かと思いますけれども、3月の予算でやったと思いますが、これはどこで使われるわけですか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 本町の幹線道路ですが、路線については、まだこれから調整することになりますけれども、場所についてはこれからということになります。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 特にどこで使うか分からないけれども、町として準備するという内容について、幹線道路、なかなか説明としては抽象的で、ちょっと理解絞り切れないんですが、重ねてお尋ねすれば、町で買って、これを操作するというか、運転するというか、そういう方はどういうようなことになるんですか。

この際お尋ねしたいんですが、町で買って直接持っている重機、除雪関係、除雪でなくても使う、その辺のところ、ちょっとあまりぼわっとし過ぎて、そんなに大変な財政の中で予算を議決したものの、準備するよりもメンテナンスを考えれば、他の業者に委託したほうが、最終的には得でないかという試算も成り立つわけですが、まず最初に、幹線道路でどこで使うか分からない、運転手がどうなるか分からないというのは、ちょっと細かいところで申し訳ないんですけども、お尋ねします。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 除雪の更新事業でございますので、幹線道路の除雪ということで、私、ちょっと説明不足であったんですが、その路線名は、ちょっと私、今承知してございませんので、後から、どこの路線かということをご説明申し上げたいというふうに思います。

この除雪機械につきましては、業者さんのほうに貸出しをして、オペレーターに従事していただきまして、除雪作業に当たっていただくということになります。

以上でございます。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 ちょっと不勉強なんですけど、まだ機械あるかと思いますが、町で持っている機械を業者に貸し出してというのは、ほかにも何台もあるんだっけか。その辺をちょっと。

こういうことがあったんですよ。業者名は申し上げませんが、大分なりますけれども、何十年も前じゃいんですよ。俺のところを買うから、優先して仕事よこせということじゃないけれども、除雪について、夏場は別の使い道もあるんで、俺のところ準備してもいいよという申入れをした、ある会社があったんですよ、土建屋さん。ところが、いいよというようなことなどもあったことは、私、直接聞いているんですよ。

ですから、費用対効果を考えれば、自分のところで町で持つのはいいけれども、今の自分

のところ、予算は3月で議決しておりますけれどもね。明確な、ハートにどんと来るような答弁ではないんでないの。ちょっと私、納得し難いということじゃないけれども、何か機械は持っている、業者に貸し出す、どこだか分からないけれどもという、それでは、金額はさほどでないけれども、ちょっと非常に危なっかしいというか、提案理由としてはちょっといただけないんですけれども、どんなものでしょうか。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 本町で除雪車につきましては、いろいろなロータリー、それからドーザ、それからグレーダー等がございまして、約30台ほど本町で保有してございます。除雪機械に使う機械というのは、なかなか汎用性が少ないというんですか、特にロータリーにつきましては、除雪しか使えないというようなことがあって、業者さんはそれを求めて、除雪作業を請け負うということは、なかなか困難だなというふうに思っております。

ただ、ドーザの場合は、ある程度汎用性がありますので、ほかにも使える用途はございますが、業者さんから、機械を買って除雪作業をさせていただきたいというお話を、まだ私は承ってございませんので、そういうお話があれば、いろいろご相談させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 ただいま奥村地域整備課長が答弁したとおりでございます。今回のドーザの取得につきましては、3月議会で提案を申し上げ、議決いただきましたけれども、国の社会資本総合整備交付金、これを活用した形で、計画的に除雪機の更新計画の下に、老朽化した除雪車については整備費もかなりかかりますので、更新をするということで、新たな形でドーザの導入を図るものでございますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について

◎議第49号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第51号 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第52号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第53号 字の区域及び名称の変更について

◎議第50号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第43号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第3号）

◎議第44号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎議第45号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎議第46号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長 日程第13、議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてから、日程第23、議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）までの11議案を議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、後藤税務会計課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私より、議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定について説明をさせていただきます。

川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

概要書により説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症に係る地方税法等の一部改正に伴い、関係条例を改正するものでございます。

次に、2の改正の内容ですが、初めに、税条例の改正関係でございます。

(1) 徴収猶予の特例の内容で、第1条関係でございます。

①対象者は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の一定の期間、一月以上において収入に相当の減少があり、前年の同時期に比べて、おおむね20%以上の減少があり、納税することが困難である事業者等が対象となるものでございます。

②猶予条件及び期間につきましては、担保及び延滞金なしで1年間でございます。

次に、(2) 固定資産税の軽減措置については、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を軽減するものでございます。

①対象期間については、令和2年2月から10月までの期間で、任意の連続した3か月間あります。

②①と前年の同じ時期の売上高とを比較して、売上高の30%以上50%未満減少しているものについては課税標準を2分の1に、50%以上減少しているものについてはゼロとするものでございます。

新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、影響額の算定ができない状況でございます。この軽減措置による固定資産税及び、後で説明を申し上げる都市計画税の減額分については、国からの減収額の補填が予定されているものであります。

次に、(3) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長で、第1条関係でございます。軽自動車を取得した場合に課税される軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置が令和2年9月30日までであったものを、令和3年3月31日まで6か月間延長するものでございます。

次に、(4) その他については第2条関係でございます。

①文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等へ寄附金控除を適用するものでございます。

②新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建築の遅延等による住宅ローン控除の適用要件の弾力化を図り、適用できるようにするものであります。

次に、都市計画税関係でございます。

(1) 都市計画税の軽減措置については、第3条及び第4条関係でございます。

固定資産税の軽減措置に該当するものについて、都市計画税が課税されている場合は、同じように軽減の対象とするものでございます。

裏面をご覧ください。

内容につきましては、固定資産税の内容と同じでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行し、ただし、第2条及び第4条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第49号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入に影響を受けた被保険者に対する軽減措置を実施するため、提案するものでございます。

内容につきまして、後藤税務会計課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 命によりまして、私より、議第49号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

概要書により説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の税を軽減するものでございます。

次に、2、改正の内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世

帯の税を軽減するために特例を設けるものでございます。

3、軽減の内容については、初めに、軽減の対象世帯につきましては、（1）新型コロナウイルス感染症により納税義務者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯でございます。

次に、（2）新型コロナウイルス感染症の影響により納税義務者の事業収入等の減少が見込まれ、かつ、以下の①から③までの全てに該当する世帯でございます。①事業収入等のいずれかの見込額が前年の事業収入等の額より10分の3以上減少している世帯、②前年の所得金額の合計額が1,000万円以下である世帯、③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であるという3つの要件を満たす世帯となります。

次に、軽減についてですが、（1）対象世帯の（1）の世帯は、保険税額の全額が軽減となるものでございます。

（2）対象世帯の（2）の世帯は、次の表の①に②を乗じて得た保険税額が軽減額となるものでございます。

（2）の対象世帯の具体的な軽減税額の算定については、まず、①で表に示した計算式により、軽減の対象となる保険税を求めます。減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額が世帯全体の所得額に占める割合を求め、全体の保険税額にその割合を乗じて、減額の対象となる保険税額を求めます。次に、①で求めた保険税額に前年の合計所得金額区分に応じた②の減免割合を乗じて得た額が軽減税額となるものでございます。

次に、軽減の対象につきましては、軽減の対象となる保険税は、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となるものでございます。具体的には、令和元年の8期、9期、令和2年度の1期から9期分が該当するものでございます。

4、施行期日等については、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用するものでございます。

新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せない中で、影響額については現時点では算定できない状況でございます。この減免措置による国による経済的な支援については、全額が支援なされるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第51号 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した給与の支払いを受けている被保険者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行う必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、私から説明いたします。

議第51号 川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

お手元の概要書で説明いたします。

改正の趣旨、山形県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に係る申請の提出の受付をする必要があるため、改正するものです。

改正の内容につきましては、後期高齢者医療保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者——被用者とは、労働契約に基づき、使用者から賃金を受け取って労働に従事する方であり、または発熱の症状があり、感染が疑われる方に対して、山形県後期高齢者医療広域連合が支給する傷病手当金に係る申請の提出を受け付ける必要があるため、改正するものです。

川西町後期高齢者医療に関する条例第72号各号に掲げる事務のほか、広域連合条例附則第7条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を行う規定を附則に加えるものであります。

施行期日につきましては、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するものです。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第52号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入に影響を受けた世帯について、保険料の減免等を実施するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者層に対する保険料の軽減を実施するため、提案するものでございます。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

す。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、私から議第52号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

それでは、改正の内容につきましては、お配りしております概要書に基づきましてご説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯について、保険料の減免等を実施するとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得層であります第1段階から第3段階までの保険料の軽減を実施することで、第1号被保険者の負担軽減を図るものでございます。

2、改正の内容でございますが、このたびの改正は2つございます。

まず初めに、(1)になりますが、新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免等につきましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期が定められている保険料につきまして、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の方が下表にあります①から③までのいずれかに該当するときは、申請により減免ができるようにするものであります。また、保険料の徴収につきましても、六月以内の期限まで猶予できるようにするものでございます。

表内をご覧いただきたいと思えます。

減免要件の①としまして、死亡または重篤な傷病となった場合及び次の段、②の事業収入等の減少額が前年度の10分の3以上で、前年の合計所得が200万円以下の場合につきましては、保険料は全額免除というふうにしております。

③の事業収入等の減少額が前年度の10分の3以上で、前年の合計所得が200万円を超える場合は、保険料の10分の8を減免するものでございます。

なお、感染症の影響が見通せない状況でありまして、影響額等につきましては見込んでおりませんが、減免した保険料につきましては、特別調整交付金として国から補填されるものでございます。

続いて、(2)の低所得層の保険料の軽減につきましては、令和2年度の保険料について、下表にあります第1段階から第3段階までの保険料基準額に乗ずる標準割合を減らすことに

より保険料を軽減するものでございます。

表内をご覧いただきたいと思えます。

保険料につきましては、所得に応じた9段階の保険料を設けておりますが、そのうち、低所得層であります第1段階から第3段階までの保険料を軽減するものであります。第1段階では年額2万6,550円から2万1,240円に、第2段階では年額4万4,250円から3万5,400円に、第3段階では5万1,330円から4万9,560円にそれぞれ減額するものでございます。

なお、軽減に伴う影響額につきましては、約1,600万円ほど見込んでおりますが、この財源としましては、国が2分の1、県と町が4分の1ずつ負担することとなっております。

裏面をご覧願います。

3の施行期日等でございますが、(1)としまして、まず公布の日から施行し、令和2年4月1日からの適用であります。

ただし、保険料の減免につきましては、令和2年2月1日に遡及しての減免該当になった場合などにつきましては、既に納付いただいている保険料につきましてはお返しする場合もあるというふうに考えております。

(2)ですが、低所得層に関する保険料の軽減につきましては、令和2年度、今年度限りに適用するものであります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第53号 字の区域及び名称の変更についてご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、県営土地改良事業谷地地区の実施に伴い、従来の字界を変更する必要があるため、提案するものでございます。

内容につきまして、内谷農地林務課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 内谷農地林務課長。

○農地林務課長・農業委員会事務局長 命により説明申し上げます。

議第53号 字の区域及び名称の変更について。

地方自治法第260条第1項の規定により、本町の字の区域及び名称を別紙調書のとおり変更するものとする。

なお、この変更の処分は、土地改良法第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による県営土地事業谷地地区に係る換地処分の公告があった日の翌日から、その効

力を生ずるものとする。

令和2年6月3日提出、川西町長名です。

続いて、字区域変更調書をご覧いただきたいと思います。

字区域変更調書。

1つ目、大字小松字大石橋、字五宅の表内の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字小松字中谷地に変更する。

2つ目、大字小松字大石橋、字五宅、字谷地の表内の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字小松大石橋614-2に隣接する道路、水路である公有地の全部を大字小松字谷地西に変更する。

3つ目、大字小松字大谷地在家、字八反田の表内の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字小松字谷地在家707-3に隣接する道路、水路である公有地の全部を大字小松字谷地東に変更する。

4つ目、大字小松字八反田、字谷地在家、字茨島、字中谷地の表内の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに大字小松字中谷地632-3に隣接する道路、水路である公有地の全部を大字小松字千刈田に変更する。

5つ目、大字小松字千刈田の表内の各地番について、上記の区域及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部を大字小松字茨島に変更する。

なお、別紙の資料は位置図及び変更前、変更後の図面となります。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第50号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するため、提案するものでございます。

内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 命によりまして、私からご説明いたします。

議第50号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

別にお配りしております概要書で説明いたします。

改正の趣旨であります。国において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対して、支給額全額について国が特例的に財政支援を行うとしたことにより、傷病手当金を支給することができるように川西町国民健康保険条例を改正するものです。支給額全額について、国が全額負担いたします。

改正の内容につきましては、国民健康保険被保険者である被用者、アルバイト、パート従業員などの雇われており、給与等の支払いを受けている方のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染の疑いのある被保険者に限り、傷病手当金を支給するものです。

支給要件といたしましては、被保険者が新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった場合に支給いたします。

支給期間といたしましては、上記の理由により労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた期間、ただし、給料の支払いがあった期間は除き、最長で1年6か月となります。

支給額につきましては、1日につき、直近3か月間の給料の合計を就労日数で割った金額に3分の2を掛けるものであります。

施行期日等につきましては、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上です。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第43号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第3号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,533万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138億1,813万1,000円とするものであります。

以下、内容につきまして、針生未来づくり課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、議第43号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長が申し述べたとおりでございます。

第2条に債務負担行為の補正、第3条に地方債の補正がございますので、それについて、4ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第2表債務負担行為の補正でございます。

追加といたしまして、災害・経営安定対策資金等助成事業でございます。これにつきましては、期間としまして令和3年度から6年度までとしておりますが、開始時期は令和2年度、本年度からというふうになります。本予算書の15ページのほうに、令和2年度分については計上してございますので、まずそちらもご一緒にご覧いただきたいと思います。

15ページをお開きいただきたいと思います。

15ページの右側に説明の欄がございまして、24の事業に災害・経営安定対策資金等利子助成事業としまして9万8,000円計上しておりますが、今年度についてはこの分でございます。翌3年度から6年度までの計5年間の債務負担行為の設定でございます。

続いて、下段のほう、第3表地方債補正でございます。変更でございます。過疎対策事業について補正後の欄をご覧いただきたいと思います。6億1,840万円で、1,010万円を増額するものでございます。

内容を申し上げます。児童福祉施設整備債について700万円の増、道路整備事業債として170万円の増、橋梁整備事業債として140万円の増、3件合わせまして1,010万円の増でございます。

内容については概要書のほうでも触れますので、そちらのほうでもご確認をいただきたいと思っております。

それでは、概要書をご覧いただきたいと思っております。

歳出につきましては、今回の第3号補正については、4月にございました人事異動による職員の異動に伴う経費の整理という側面もございます。したがって、1の人件費では1,137万9,000円の増となりますが、それについては、一般・特別職員給与費等で1,565万7,000円の増、逆に、玉庭保育所が休所となりました関係上、そちらの経費のほうで129万1,000円の減ということでございます。

2の補助費等でございますが、425万8,000円の増でございます。まず、コミュニティ助成補助金のほうで390万円計上してございますが、これは2件ございまして、東大塚の獅子の

改修整備ということが1件、あと、犬川地区の振興協議会の防災用品などの整備として、合わせまして390万円ほどを見込むものでございます。

災害・経営安定対策資金等利子助成補助金は、先ほど債務負担行為のほうでも触れさせていただきましたが、令和2年度分の9万8,000円を計上するものでございます。

中小企業団体支援補助金でございますが、これは商業協同組合の個人消費促進事業ということで、補助金を20万円見込むものでございます。

3の物件費でございます。640万円の増を計上しておりまして、電子自治体推進委託料並びに、1つ空けて3行目の児童手当支給委託料のほうは、どちらもマイナンバーシステムに伴う定期的なシステムの更新と標準的なレイアウトへの改修というのが求められておりまして、それぞれ118万7,000円、41万6,000円を計上しているものでございます。

放課後児童クラブ運営委託料では、これは1単位が増となります関係と、交付基準額の改正がございます。その関係で、339万円の増ということになります。

玉庭保育所管理経費の減は、先ほど申し上げたように、休所に伴う措置でございます。

あと、フリースクール設置会計年度任用職員通勤手当の増でございますが、これについては、フリースクール設置に伴いまして、職員の通勤手当分を見込むものでございます。

4の普通建設事業費の補助でございますが、1億1,155万6,000円を計上してございます。これは、あおぞら保育園施設整備補助で6,372万9,000円でございますが、こちらは、あおぞら保育園の施設を増改築するための補助金を6,372万9,000円見込むものでございます。

園芸大国やまがた産地育成支援、中山間地域所得向上支援対策、畜産経営競争力強化支援、以上3つの事業につきましては、農業施設、畜産施設等の整備の補助でございますが、これはそれぞれ、農業経営体からの要望に伴う予算計上をそれぞれ行うものでございます。

橋梁長寿命化修繕整備委託料等でございますが、これは国からの交付金の内示がございまして、そちらのほうを550万円計上をするものでございます。

5番普通建設事業費（単独）でございますが、166万8,000円、これは冬期交通確保工事費ということで、消雪ポンプの改修を見込むもので166万8,000円でございます。

6番繰出金は、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計のほうに、こちらは人件費等の人事異動に伴う経費の整理でございます。

以上、歳出の合計は1億3,533万8,000円の増を計上したものでございます。

続いて、2ページ目をお開きいただいて、歳出に伴う歳入でございます。

1の分担金及び負担金の19万4,000円の減並びに2番の使用料及び手数料の1,000円の減に

つきましては、玉庭保育所休所に伴う歳入の減でございます。

3の国庫支出金5,896万8,000円でございますが、子ども・子育て支援事業交付金113万円、これは放課後児童クラブの1単位増等に伴う国からの交付金の増でございます。子ども・子育て支援事業費国庫補助金、これは児童手当システムに関わる改修費の国庫支出金で27万7,000円、保育所等整備交付金、これはあおぞら保育園の施設整備に関わる交付金でございます。5,664万8,000円、社会資本整備総合交付金、これは橋梁長寿命化事業の修繕事業ということで250万7,000円を計上するものでございます。

続いて、4の県支出金でございます。4,075万2,000円でございます。最初の子どものための教育・保育県負担金の減は、玉庭保育所の休所に伴う措置でございます。

続いて、放課後児童健全育成事業費等県補助金は、放課後児童クラブの1単位増に伴う県支出金の増でございます。

続いて、子どものための教育・保育給付費県補助金は、玉庭保育所に係るものでございます。

災害・経営安定対策資金県補助金6万4,000円は、これは先ほど債務負担のほうで申し上げましたが、そちらのほうへの県支出金を見込むものでございます。

あと、園芸大国やまがた産地育成支援、中山間地域所得向上支援対策事業費、畜産経営競争力強化支援事業費県補助金、それぞれでございますが、施設、農業機械の整備の要望に伴う支出の予算計上、それに伴う歳入の県支出金の計上を見込むものでございます。

商店街販売促進緊急支援事業費県補助金は、個人消費促進を目的とする商業協同組合の事業への県補助金というもので、10万円を計上したものでございます。

5を後ほどにさせていただいて、6の諸収入では、自治宝くじコミュニティ助成費、これは、申し上げた東大塚、さらに犬川地区振興協議会へのコミュニティ助成に関わるもので390万円、合わせまして389万9,000円を見込んでおります。

7の町債でございますが、先ほど触れましたけれども、一つは児童福祉施設整備事業債で、あおぞら保育園の施設整備に関するもので700万円、道路整備事業のほうで消雪ポンプの関係になりますが170万円、橋梁整備事業債ということで橋梁整備で140万円、こちらのほうで1,010万円を、先ほども町債の補正で申し上げた内容でございます。

以上、歳入のほうで、5番の繰入金でございますが、財政調整基金からの繰入れを2,180万5,000円見込みまして、そちらを充当させていただいて、歳入のほうは1億3,533万8,000円を計上するものでございます。

以上、第3号補正後の財政調整基金の残高でございますが、1億7,235万2,000円となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後2時35分といたします。

(午後 2時20分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時35分)

---

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第44号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,024万2,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、佐藤住民生活課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、議第44号を命によりまして、私からご説明いたします。

議第44号 令和2年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,024万2,000円とする。

令和2年6月3日提出、町長名です。

お配りいたしました概要に沿って説明いたします。

今回の補正につきましては、先ほど議第50号でご説明しました内容に伴います補正になり

ます。

歳出といたしまして、第1款保険給付費50万円、傷病手当金、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症の終息が現時点では見通せないものでありますので、見込みとして1人5万円で10人分としたところであります。

歳入につきましては、第3款県支出金50万円、支給いたしました全額につきましては、特別調整交付金として県から支出されるものであります。合計50万円。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 続きまして、議第45号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億424万4,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をします。よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第45号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

令和2年度川西町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億424万4,000円とするものでございます。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

お配りしております概要でご説明を申し上げます。

1、歳出でございます。第1款総務費22万7,000円の増でございます。これにつきましては、人事異動に伴います増額でございます。

2番の歳入でございます。第5款繰入金22万7,000円、一般会計からの繰入金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第46号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

令和2年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ80万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,557万1,000円とするものでございます。

内容につきまして、大滝福祉介護課長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長 大滝福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第46号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正額につきましては、先ほど町長から申し上げたとおりでございます。

令和2年6月3日提出、町長名でございます。

それでは、補正の内容につきましては、お配りしております概要書によりご説明申し上げますので、ご覧願います。

なお、このたびの補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の補正になっております。

1、歳出ですけれども、第2款保険給付費につきましては財源更正となります。

第3款地域支援事業につきましては、80万3,000円の減額となっております。主な内容につきましては、人事異動による人件費になります。

歳出合計しまして80万3,000円の減額となります。

2の歳入ですけれども、第3款国庫支出金31万1,000円の減になります。こちらにつきましては、歳出の減額に応じ、国の負担額の減額となっております。地域支援事業交付金での31万1,000円の減額となります。

第4款県支出金ですが、15万5,000円の減となっております。こちらにつきましても、歳出の減に対応した県支出金の減額となっております。地域支援事業交付金で15万5,000円の減となっております。

第7款繰入金ですけれども、33万7,000円の減額となっております。一般会計繰入金につきましては、町の負担割合に応じた減額ということで15万円、介護給付費準備基金繰入金に

つきましては18万7,000円の減額となっております。

歳入合計しまして80万3,000円の減額となっております。

説明は以上となりますので、よろしく願いいたします。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）をご提案申し上げます。

第1条、令和2年度川西町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

内容につきまして、奥村地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算（第1号）をご説明申し上げます。

第1条、令和2年度川西町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるでございます。

説明につきましては、概要にてご説明をさせていただきます。

収益的支出でございます。1款水道事業費1,154万6,000円の減、1項営業費用1,154万6,000円の減。内容でございますが、配水及び給水費、これは人事異動に伴う人件費の減額でございます、1,066万3,000円。総係費、これも人事異動に伴います人件費の減額ということで、各種手当の減、88万3,000円の減額でございます。

資本的収入、1款資本的収入950万円、1項企業債950万円、企業債を見込んでいるところでございます。

資本的支出でございますが、1款資本的支出1,150万円、1項建設改良費1,150万円の増額でございます。これにつきましては、支障管あるいは老朽管等の布設が生じたので、追加させていただくものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総括的な質疑になるようご留意願います。

9番神村建二君。

○9番 9番です。

ある視点から、ちょっと歳入についてお尋ねしたいんですが、歳入の中の町税がございます。町税に関しましては、当初の予算では、前年度比4.3%増の12億8,800万円というふうに計上しておりますが、その後、国内的にもコロナウイルスが発生しまして、従業員、あるいは働く人の休業や失業がどんどん増えていると。

そういった中で、当然、個人の収入も、事業所自体の収入も減ってきているということで、先ほど補正の中で、固定資産税とか軽自動車税とか都市計画税というような減免措置とかという説明がございましたが、そういうことを踏まえて、この町税の12億8,800万円というのは、今現在、前提が崩れてきているんじゃないかというふうに思われるんですけども、そういった視点で何かご判断されているところがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 ただいまのご質問でございますが、まず、税条例の改正でご説明申し上げました固定資産税の減額につきましては、令和3年度からの適用になるものでございます。コロナウイルス関係については、令和2年度については、猶予というふうな対応を行っております。

猶予でございますので、今年度は1年間の猶予ということで、来年に繰り延べされるわけでございますので、今年度どの程度税額が猶予されるのか、現在受付を行っている段階でございまして、現在のところ、どのような減額になるか、見込みがまだ立っていないような状況でございます。今後、その状況を把握しながら、対応について考えていきたいと思っております。

あと、国保税につきましては、今年度、あと一部、令和元年度の国保税が該当になるものでございます。これにつきましても、今後その受付状況を見ながら、予算関係につきましても対応を検討させていただきたいというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○議長 9番神村建二君。

○9番 国保税、固定資産税、猶予という考えで、いずれは入ってくるということなんで、予算そのものはそのままというふうに解釈をしたんですけども、その町民税の中には、いわゆる住民税がありますよね、県民税、それから町民税を含めた。そういった住民税そのものが、収入として入りにくくなっているんじゃないかと。要するに、収入がないわけですか

ら、その分の収入に対する、そういった金額の納める税金というのがなくなってきているわけですね。

だから、そういったことに対する当初の町税12億8,000万というのが、もう当てにできなくなっていると。そういったものは、補正という概念では捉えてはいないわけですね。

○議長 後藤税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長 現段階では、コロナウイルスの終息というものがまだ見えない状況でございますので、全体の減額がどの程度影響があるのか、それが把握できない状況でございますので、今後その状況を見ながら、対応について検討していきたいと思っております。

○議長 ほかに。

10番橋本欣一君。

○10番 10番です。

私からは、コロナ関連の税条例、様々出ておるわけでございますけれども、町民の方にこれを周知させる、国基準の中でやるわけでしょうけれども、条例ですので、きちっとした形で、こんな形で条例としては提案になるわけですが、町民目線から見れば、どんな施策があつて、どんな軽減措置があつて、どんな猶予施策があるというのが全く分からないという、これがあると思うんですね。

しかも、窓口が介護、あるいは国保、住民生活課、こんないろんな窓口があつて、やっぱりワンストップでできる相談窓口、こういったものも必要なんじゃないかなと思うんですけども、税条例に関して一括で相談できるような窓口、これが必要だと思うんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議員からご指摘いただいたように、様々な国からの支援策が生み出されておりますので、丁寧な説明をさせていただくようにということで、特に6月の町報などには、コロナ関連の一連の内容などについても、補正予算も含めて説明するコーナーを充実させるということで指示をさせていただきました。

また、税関係の相談窓口についても、どこに行けばいいのかということで、税務会計課中心になりますけれども、しっかり案内標識を作りながら誘導できるような対策を講じるように指示をさせていただいておりますので、全体としては、町全体でコロナ対策本部を設置しているわけですが、個別案件の相談につきましては、税に関しては税務会計課という

ことになりますので、明確な形で相談窓口として設置をさせていただきたいと思っております。

○議長 10番橋本欣一君。

○10番 10万円の特別給付金は、もう精いっぱい頑張ってもらって、町民の方もすぐもらったよという、私ももらいまして、ありがとうございます。スピーディーな給付で本当によかったなと思います。

こういった税条例改正になったら、いろんなメニュー、こんなものもありますよと、町報でということでしたけれども、恐らく国でもいろんな、こういう制度がありますよという、ネットや、あるいはチラシなんかも出るんでしょうけれども、やっぱり一般の方には到底分かりづらいという、我々もなかなか、一遍聞いただけでは分からないという状況でございますので、ぜひ何でもいいから、コロナに関しては相談してくれというような形で、電話を設置するなり窓口を設けるといことで、何でもいいと言われると、これは膨大な件数になったりする可能性もあるわけなんですけれども、そういった親切な窓口というものをぜひ要望して、私、要望になるんですけれども、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長 ほかに。

12番高橋輝行君。

○12番 一括議題に対する質疑ということでもあります。何回も同じような内容で恐縮でございますけれども、財調関係については、大変丁寧にご説明をいただいておりますけれども、改めて、今年は120億の、今まで例を見ない一般会計の総額という中で、標準財政規模という数字というものを改めてお尋ねをすれば、どのような額になるのか。それに対する、国で言う5%以上の財調の基金というようなものを、一つには指導されておるわけでありまして、その内容について、数字をお示しされておりますけれども、改めて担当からお尋ねを申し上げたいと思います。

申し上げますのは、今ありましたとおり、あらゆるコロナ関係がありまして、もう既に3月当初予算から3回目の補正。4号、5号というようなことが当然、場合によっては想定されるわけでありまして、やっぱり話が戻りますけれども、財調のいわゆる準備、蓄えというものがなければ、なかなか、今後さらにまた台風19号のようなものを、どうなるか分かりませんが、備えるということは当然出てくるわけでありまして、今言った財調関係について、改めて5%から5%以上という国の指導に向かっていくという、その姿、考え

方について、お尋ね申し上げたいと思います。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 まず、お尋ねの財政調整基金の見込みといいますか、標準財政規模をどう捉えているかというご質問に、まずお答えしたいと思います。30年度ベースで現在捉えておりました、30年度ベースでいうと、標準財政規模、本町の場合は、約64億円ほどと認識をしております。現在、財政調整基金の妥当といいますか、適正な目指すべきものとしましては、やはりおっしゃるとおり、5%から10%という考え方でございまして、金額に換算しますと、やはり3億から5億は目指すべき姿ではないかなというふうに思っております。

そのように町長からも指示を受けておりました、財政を所管する部門といたしましては、財政規律を遵守しながら、可能な限り、そうした目指すべき目標といいますか、達成できるように努めてまいりたいと思います。

もちろん必要な財政需要には、きちんと応えながら対応してまいりますので、すぐにとということにはなりません、一つ一つ着実に進めてまいりたいと思っております。

また、災害等、あるいは今回のコロナ等に関わる、そうした財政調整基金の活用について、あるいは財政運営にということで、所管課として申し上げますと、財政調整基金自体は財源調整とともに、そうした突然といいますか、緊急的な対応、財政需要を求められた際に活用する貴重な財源だと思っておりますので、申し上げましたように、財政規律を守りながらも、そうした対応に円滑に対応できるようなことに努めてまいりたいと思っております。

今回、新型コロナウイルス対策については、ご案内のとおり、先頃、国のほうでも第2次の補正の編成に着手をするという閣議決定がされたとお聞きをしております。ただ、どのような形になるのかは、まだ全体像、約2兆円は臨時交付金に上乗せするというお話はあるようでございますが、まだ市町村のほうには綿密な情報は来ておらないところではあります。そうした情報も密に取りながら、把握しながら、皆様の期待に応える、そして必要な対策を取れるように努めてまいりたいと、このように思っているところです。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 針生課長、答弁の仕方ですけれども、この前ちょっと苦言といいますか、申し上げたときに、あなたもいたはずですけれども、国の確定した内容、期待される内容などについても、あなたは言及されましたけれども、事務方は確定した内容に基づいて、事務を粛々

としていただければいいわけですよ。

今、針生さん、あなたが申されていることは、トップの、いわゆる政治家である、町民から選ばれた町長が言う内容をあなたは言っているわけですよ。これは針生さんに限らず、固有名詞は挙げませんが、そういうところがここ最近、特に強くなっていると私は申し上げているわけです。

ですから、聞いているほうも、どうも誰が責任を取るのかという、この辺はひとつ、原田町長、副町長、山口さんですよ、あなた。職員の教育については、その辺をもう少し、分担の部分ですよ。これこそやっぱり全体的なことですよ、議長。聞いていても、何かちょっと感じ悪いですよ。確定したものをやるんですよ、事務方というのは。もちろん情報というものの開示も必要ですよ。そういうところの答弁の分担というものは、ひとつ研究をしていただきたいということでお願いをしたいと思います。

話戻りますよ。私がお聞きしたのは標準財政規模、64億。これに対する5%以上、目指すものと言われましたけれども、国、いわゆる総務省で、一つの行政指導なんですよ、罰則規定はないものの。そこも、そういうことからいきますと、今、1億7,000万、8,000万というのは、これは非常に恥ずかしい数字なんですよ。国の指導の部分に達していないわけですから。

この部分についてはどうなんだということは、これは事務をあずかる者としても、こんなことをしていますよという答弁はいいですよ。その辺、重ねてお尋ね申し上げます。

この標準財政規模というのは、120億の予算になったからといって、標準財政規模がぐっと増えるわけじゃないんでしょう。ある意味、固定ベース。この辺、新課長だから、ちょっとお尋ねします。その努力目標、この部分については、所管の課長としては、こんなことで努力。

それから、町長から指示と言われましたけれども、全く町長から指示だと思いますよ。しかし、これは国の総務省の、そこの指導なんですよ。だから、何も原田町長が言われているからやっているんでないんですよ。その辺も何か非常に、持ち上げたような表現がいいんですけれども、的確に国なら国なんですよ、県なら県。そしてまた、町独自でやる内容であれば町長と、こういうふうになるわけなんで、その辺も、最終的には町長の指示といえば、そのとおりなんですけれども、5%というのは国なんですよ。そういうところを踏まえて、重ねて同じ内容になりますけれども、ちょっとまずお答えください。

そしてまた、全体的な考え方、答弁の分担、これは副町長からでもいいですよ、お答えく

ださい。私は非常に聞きづらいというか、どこにいわゆる境目があるのかということ、分かりやすくひとつ、分担をもってご答弁をいただければ分かりやすいんじゃないかと。これは副町長、山口さん。

○議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 ご質問の標準財政規模については、総予算によって左右されるものでなく、その自治体にとって必要な財政規模はどのようなものかという算定に基づいて行われるものと認識しておりまして、本町の場合、令和2年度でいうと、120億ほどの予算規模はございますが、標準財政規模、これは30年度ベースを今活用しておりますが、64億程度と認識をしているところでございます。

以上です。

○議長 副町長山口俊昭君。

○副町長 町長の答弁のレベルと各課長のレベルということでありまして、各担当課長が専門的な分野で聞かれたときに、それまでに得た事務的な情報については、直接お話しする場合もございます。その辺につきましては、そういうふうに少し幅を持ちながら言う部分でございますので、その辺は情報としてお聞きいただきながら、ご判断いただければと思っております。

町として考える方針としては、議員ご指摘のとおり、町長の判断の下に考え方を整理しながら、皆さんに詳しくご説明申し上げるとというのが在り方だと思っております。国・県からの指導もございますが、町としての考え方もございますので、その辺を調整しながらするのが地方自治かなというふうに理解しているところです。

以上です。

○議長 12番高橋輝行君。

○12番 決して、私はいつも語尾が荒いものですから、何か責めているような感もするわけですが、針生課長、そういうことなんです。今あなたの言っていることは、間違いはないけれども、情報を早めに教えていただくということと、それをどういうふうにしていくかと、この辺の話法です。お互いに研究したほうが、より分かりやすいんじゃないかと、この辺の注文をつけておきたいと思う。

そこで、とにかく国の財調について、あらゆるものすぐにやる場合も、いわゆる財調、財調ということで、くどいなというふうになろうかと思っておりますけれども、大事なわけですよ。64億という額は、本町の場合は、120億の予算になろうが、もしかすると来年130億になるか

もしれん。でも、標準財政規模の額というのは、ほぼ変わらないというようなことのようにです。

しかし、一般会計の総額を大きくすればするほど、その分だけ様々なものが出てきますから、リスクも高くなるわけでしょう。だけれども本町の場合は5%以上、当然、蓄えなり準備というのは必要だと思いますよ、私はね。そうでしょう。身上大きくすればするほど、それだけ、リスクという表現はおかしいんですけども、当然どこかに出てくるわけでしょう。そして思いがけない部分が出てくるという、このことはやっぱり必要だと思いますね。

ただ、私、矛盾したことを申し上げますけれども、原田町長、去年の場合、8億から金額落としているわけでしょう。国の30年度の場合、一つの例ですよ。先ほどありましたけれども、8億。

そうすると、この中で、私、ちょっと矛盾したことを言うんですけども、例えばの考え方ですよ。何もしなければ、これは当然、金も余ってきますよ。例えば、せっかく予算取ったのに頑張っていかなければ、国・県から何ぼ何ぼと言われたからと減額して、どんどんと落としていけば8億ですよ。

そのようなことにならないように、大変私も矛盾したようなことを言うようですけども、せっかく取った予算については、上位事業である、助けも必要な部分があるわけですから、国・県に、これはやっぱり簡単に3カ月たったらすとんと落とすんでなくて、ぎりぎりまで頑張っていくと。特に農林関係なんかそうでしょう。駄目だったと5、6千万円から落としているよ。一般に。そういうようなことでなくて、望ましい蓄えをしつつ、町民のインフラ整備も含めて、緊急な災害にも備えられるようにやってほしい。

最後に原田さん、長々とでなくて、簡単にでいいですよ。ちょっと一括ですから、分科会の中でまだあろうかと思しますので、取りあえず基本的な考え方。先ほどのやり取りなんか見ると、課長はこう思っていたと言ったって、あなたが別なこと語ってしどろもどろになっちゃったんでは、何のための分科会か分からなくなるんで、その辺は任せるものは任せる、最終的にはトップに聞いて、答弁いただくものはいただくものという、お互いこの辺のキャッチボールをしながら、この6月の議会、いいあんばいに終わりたいものだというふうに思っています。よろしくをお願いします。

トップからちょっとお話だけ……

○議長 町長原田俊二君。

○町長 大変、今後の町の財政運営に心配をいただいております、私たちとしても、令和元

年度、令和2年度につきましては、新庁舎整備という今までにない大きな事業を推進しているところをごさいますて、そういう意味では、様々な事業について、ひずみが出ないように十分配慮しながら、さらには、コロナをはじめ、災害などにも対応できるような財政運営をしていかなきゃいけないと、その思いは議員と同じだというふうに思っております。

昨年度末に専決処分させていただきまして、約2億円ほど財調で復活したわけでありませうれども、標準財政規模からすると、まだ2%、2.5%程度でございまして、議員ご指摘のとおり、3億5,000万程度を確保する必要があるのではないかというご指摘は十分承知しておりますので、その規模に近づけるように、さらに財政規律を保ちながら運営をしていきたいというふうに考えております。

今後とも様々な災難等に対応できるように万全を期してまいりますので、議員の皆様からご指摘、ご指導を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長 日程第24、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第13、議第48号 川西町税条例及び川西町都市計画税条例の一部を改正する条例の設定についてから日程第23、議第47号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第1号)までの11議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしたいと思ひますが、これにご異議ございませうか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 以上をもって、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。  
誠にご苦労さまでした。

(午後 3時12分)